

はじめに

鎌ケ谷市では、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援 対策推進法に基づき、平成27年度から平成31年度までを 計画期間とする『鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画』を 策定しました。

本計画は、すべての子どもは、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』であることを念頭にして、『子どもの視点に立った施策』



を積極的に展開し、『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、子どもと その家庭を支援することを基本理念としています。

さらに、この基本理念を実現するために、次の4つの基本方針を設定しています。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本方針4 社会全体で子育てを支えるための環境整備

今後は、この計画に基づき、子育て世代の方が、鎌ケ谷市にずっと住み続けたいと 思われる『子育て世代にやさしい街づくり』を展開するため、子育て支援策の量的拡 充と質の向上を進めます。

おわりに、本計画の策定にあたりましては、鎌ケ谷市子ども・子育て会議の意見を 踏まえるとともに、子育てをしている市民の皆様の意見を反映するため、子ども・子 育てに関する生活実態や子育て支援策に関する意向調査を実施しました。

ここに、ご指導、ご協力をいただきました関係各位並びに市民の皆様にお礼申し上げます。

平成27年3月

鎌ケ谷市長 清水 聖士

鎌ヶ谷市子ども・子育て支援事業計画 目次

第1章 訂	†画の策定にあたって 1	L
第1節	計画の法的な根拠・位置づけ 1	L
第2節	子ども・子育て支援に関する現状と課題2	2
第3節	子ども・子育て支援新制度のポイント	3
第4節	計画の構成2	1
第5節	計画の期間2	1
第6節	他の関連計画との関係 5	5
第2章 子	子ども・子育てを取り巻く現状 6	5
第1節	本市の現状 6	ō
第2節	子育て支援に係るアンケート調査結果の概要14	1
笙3音 ▮	†画の基本理念·基本方針28	2
	基本理念	
	基本方針	
	施策の体系30	
第4章 于	子ども・子育て支援事業計画33	3
第1節	教育・保育提供区域の設定33	3
第2節	幼児期における教育・保育(子どものための教育・保育給付)34	1
第3節	地域子ども・子育て支援事業38	3

第5章	章 その他関連施策の展開	65
笙6音	章 計画の推進体制	80
	1 節 計画の推進、進捗状況の点検・評価	
	2節 家庭・地域・事業所等での行動目標	
資料編	扁	83
	鎌ケ谷市子ども・子育て会議条例	
2	鎌ケ谷市子ども・子育て会議委員名簿	85
3	計画策定の経過	86

第1章 計画の策定にあたって

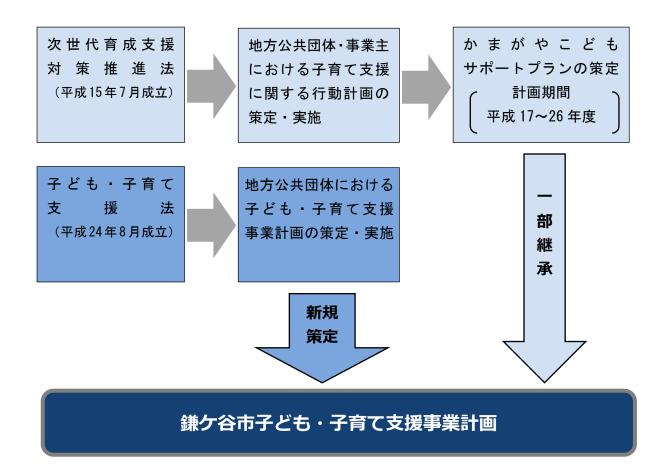
第1節 計画の法的な根拠・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業 計画」となります。

策定にあたっては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17年3月に策定した「か まがやこどもサポートプラン(次世代育成支援行動計画)」の考え方を一部継承しています。

したがって、本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく計画」と「次世代育成支援対策 推進法に基づく行動計画」を一体のものとして策定しています。

なお、計画策定にあたっては、子どもの保護者から、幼稚園・保育園及び地域子ども・子 育て支援事業の利用に関する意向(ニーズ調査)を勘案するとともに、鎌ケ谷市子ども・子 育て会議の意見を聴いたうえで策定しています。



第2節 子ども・子育て支援に関する現状と課題

我が国は、急速な少子化の進行と家庭、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会の実現を図るため、平成 24 年8 月に、「子ども・子育て支援法」を含む「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

この法律の基本理念として、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てに関する第一義的な責任を有するものとしつつ、家庭、学校、地域、職域その他社会全体で取り組むべきものとしています。

一方で、「子どもの育ち」と「子育て」をめぐる状況は厳しく、結婚・出産の希望をあきらめる人や、子育てに関する悩みや不安を抱えている人が多い状況にあります。

また、経済状況が依然として厳しい中、共働き家庭は増加する一方で、就労の継続を希望 しながらも、仕事と子育ての両立が困難であることを理由に、出産を機に退職する女性が少 なからず存在します。

さらに、本市を含めた都市部を中心に、依然として多くの待機児童が存在するとともに、 放課後児童クラブなど地域子ども・子育て支援事業の量と質の向上が求められています。

《子育てに関する現状》

- ◆ 急速な少子化の進行
- ◆ 結婚・出産・子育ての希望が叶わない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数は2人以上
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化
- ◆ 子育ての孤立感と負担感の増加
- ◆ 深刻な待機児童問題
- ◆ 「小1 の壁」(放課後児童クラブの不足)
- ◆ 「M字カーブ」(30歳代で低い女性の労働力率)

課題1 質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

課題2 待機児童の解消

課題3 地域の子ども・子育て支援の充実

第3節 子ども・子育て支援新制度のポイント

平成27年4月から本格的にスタートする子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。

《制度の全体像》

子ども・子育て支援給付

- ◆ 施設型給付(新設)
- ◆ 地域型保育給付(新設)
- ◆ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業 【13 事業】

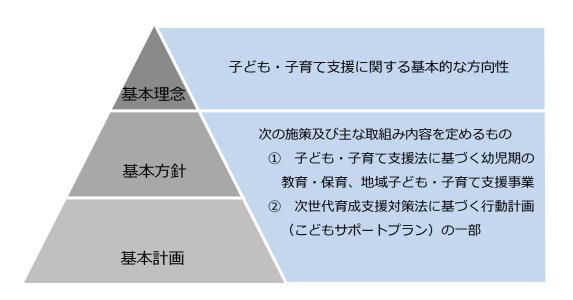
- ◆ 利用者支援事業(新設)
- ◆ 延長保育事業
- ◆ 放課後児童健全育成事業
- ◆ 子育て短期支援事業
- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業
- ◆ 妊婦健康診査 など

《主なポイント》

- 1 『施設型給付』『地域型保育給付』を創設します。
- 2 地域の子育て支援を充実します。
- 3 認定こども園制度を充実します。
- 4 市町村が実施主体となります。
- 5 子ども・子育て会議を設置します。

第4節 計画の構成

本計画は、子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を示す基本理念を達成するため、 基本方針、基本計画を定めたうえで、施策と主な取組内容で構成しています。



第5節 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を1期とする平成27年度から 平成31年度までを計画期間とします。

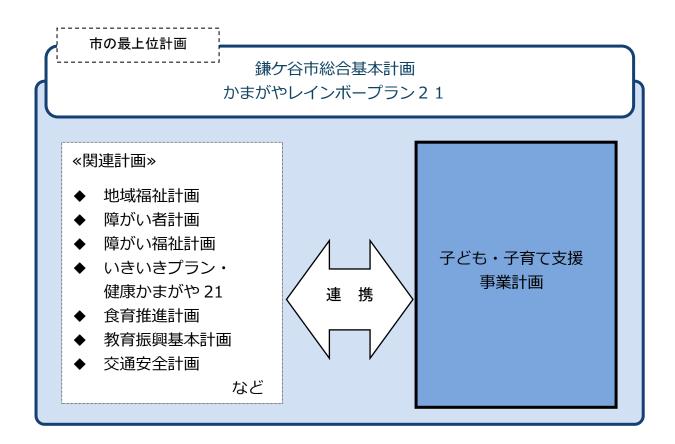
なお、各事業の数値目標や関連施設の整備状況などが大きく乖離している場合には、計画 期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行うものとします。



第6節 他の関連計画との関係

子ども・子育て支援策は、本市のまちづくりの基本的な方向を示す鎌ケ谷市総合基本計画 における本市の重点政策の一つとなります。

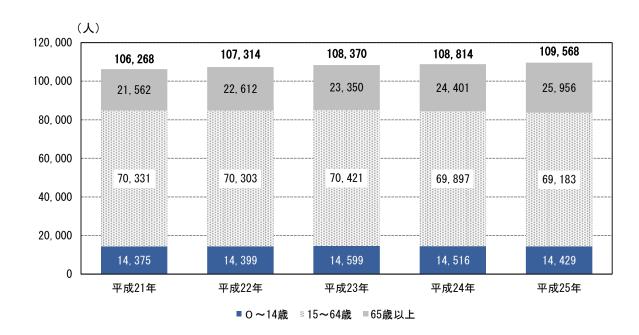
鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援の基本指針となる計画とな りますが、子ども・子育て支援策は、その他の様々な関連計画においても位置づけられてい ることから、関連計画との緊密な連携と調和を保つよう定めています。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

第1節 本市の現状

(1)人口の推移

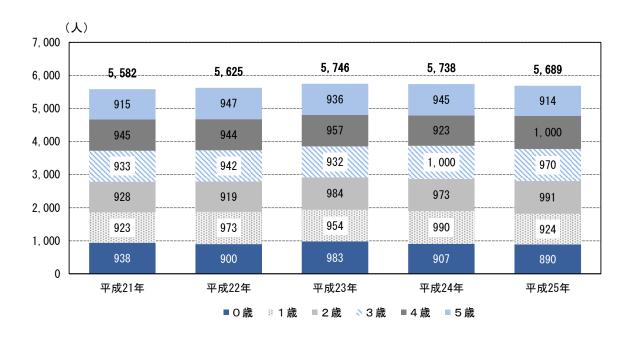


資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

本市の総人口は、平成 21 年の 106,268 人から平成 25 年の 109,568 人へと、3,300 人の増加となっています。

しかし、年齢3区分による内訳をみると、65歳以上では平成21年から平成25年にかけて一貫して増加しているものの、0~14歳と15~64歳では、平成23年を境にして減少に転じています。

(2)就学前児童数の推移

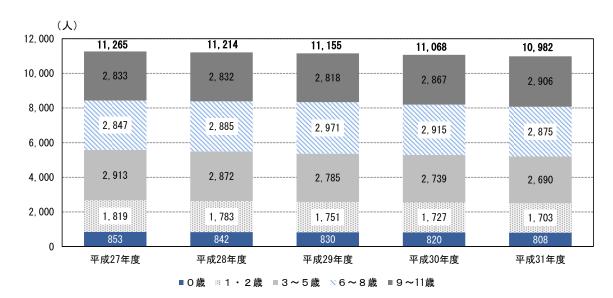


資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

就学前児童数は平成 23 年の 5,746 人をピークに減少に転じており、平成 25 年には 5,689 人へと平成 23 年と比較して 57 人の減少となっています。

1歳階級ごとの推移は、年により増減のばらつきがあるものの、0歳については平成23年から平成25年にかけて93人の減少となっています。

(3)本計画期間における児童数の推計値(就学前児童数・就学児童数)

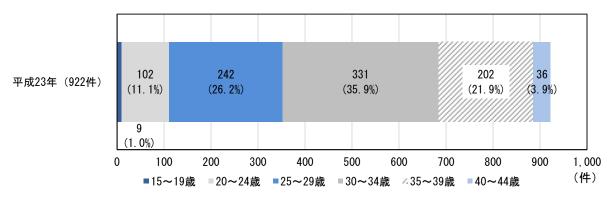


※住民基本台帳平成 21 年~25 年の実績を基に算出

本計画期間中の、主な計画対象となる就学前児童数及び就学児童数の推計値については、 全体としては緩やかに減少していく傾向にあり、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて 283 人の減少になると予想しています。

ただし、年齢別の内訳でみると、6~8歳と9~11歳の就学児童については微増する見込みとなるものの、5歳以下の就学前児童についてはいずれの年齢も減少する見込みとなります。

(4)出生時の母親の年齢



資料:千葉県衛生統計年報(平成23年)

出生児の母親の年齢は、30~34 歳が331件(35.9%)で最も多く、次いで25~29歳が242件(26.2%)となっています。

また、35~39 歳が 202 件(21.9%) で3番目に多く、30 歳代での出産が約6割を 占めています。

(5)子どものいる世帯の推移

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総世帯数		35,523	37,467	41,936
18 歳:	未満児童のいる世帯数	10,614	9,888	10,211
うち 核家族世帯数		8,888	8,344	8,763
うち	いひとり親世帯数	738	766	874
6崩	歳未満児童のいる世帯数	4,510	4,428	4,357
	うち 核家族世帯数	3,876	3,860	3,841
	うち ひとり親世帯数	167	178	142

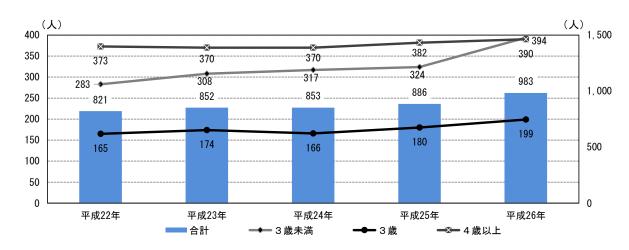
資料:国勢調査

総世帯数が一貫して増加傾向にあるのに対して、18歳未満児童のいる世帯数は増減を繰り返し、6歳未満児童のいる世帯数では一貫した減少傾向がみられます。

また、18 歳未満児童のいる世帯における核家族世帯数も増減を繰り返していますが、ひとり親世帯数については確実に増加しています。

6歳未満児童のいる世帯では、核家族世帯数も減少しており、ひとり親世帯数は平成 12年から平成 17年にかけては増加したものの、平成 17年から平成 22年にかけては減少しています。

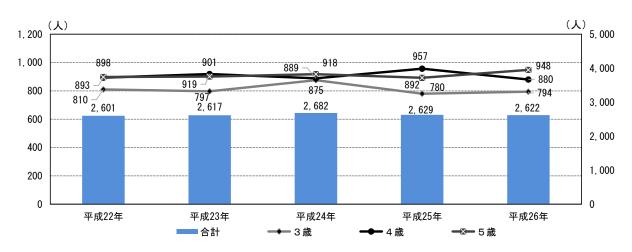
(6)市内保育園利用者の推移



資料:こども課(各年4月1日時点、平成26年のみ6月1日時点)

市内保育園利用者数は増加傾向にあり、特に平成25年から平成26年にかけて3歳未満の利用増加が顕著となっています。

(7)市内幼稚園利用者の推移

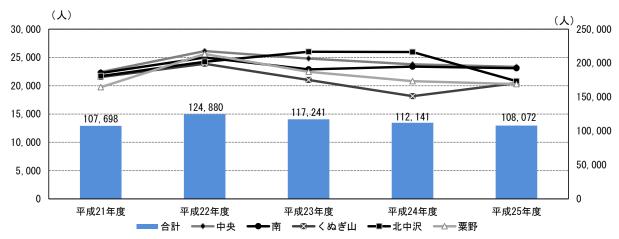


資料:総務課(各年5月1日時点)

幼稚園利用者数は、平成 24 年まで増加傾向にありますが、平成 26 年には 2,622 人で減少傾向にあります。

年齢別でみると、おおむねどの年齢も横ばいでの推移となっています。

(8)児童センター利用者の推移



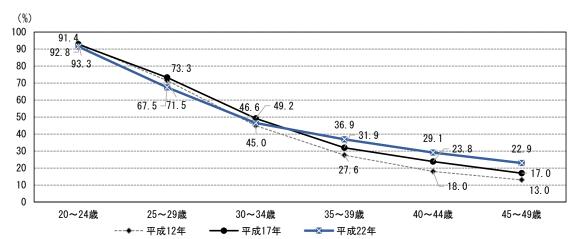
単位:人	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
中央	22,433	26,137	24,817	23,788	23,338
南	22,257	25,007	22,905	23,400	23,115
くぬぎ山	21,551	23,888	21,034	18,172	20,495
北中沢	21,716	24,238	26,017	25,970	20,819
粟野	19,741	25,610	22,468	20,811	20,305
合計	107,698	124,880	117,241	112,141	108,072

資料:こども課

個々の児童センターの利用者数は、年度により増減がありますが、くぬぎ山児童センター及び北中沢児童センターは大規模改修で一時的に閉館したこと、中央児童センターは、平成23年度に開設した子育て支援センター利用者4,500人が含まれていないことから、全体の利用者数は、平成22年度をピークに減少傾向にあります。

(9)未婚率の推移

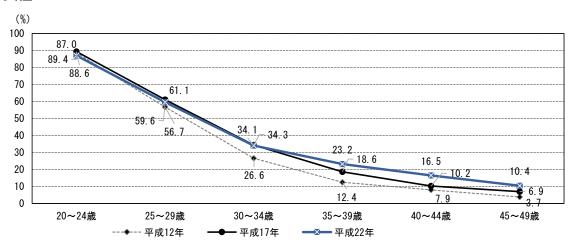
①男性



資料:国勢調査

男性の未婚率は、34歳まではここ 10年間での差はあまりみられませんが、35歳以上では未婚率が増加しつつあるといえます。

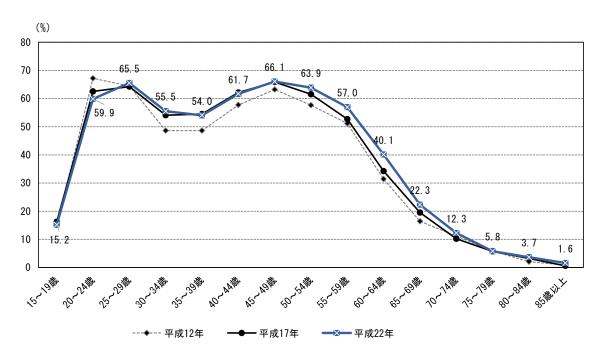
②女性



資料:国勢調査

女性の未婚率は、29 歳まではここ 10 年間での差はあまりみられませんが、30 歳以上では未婚率が増加しつつあるといえます。

(10)女性就業率の推移



資料:国勢調査

女性の就業率は、全体的に増加傾向にあり、特に30歳から69歳の間で増加しています。 平成17年と比べると30歳から59歳にあまり差はありませんが、60歳から69歳の間で就業率が高くなっています。

第2節 子育て支援に係るアンケート調査結果の概要

(1)調査の目的

本調査は、平成26年度に「鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあた っての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、 教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把 握することを目的として実施しました。

(2)調杳地域

鎌ケ谷市全域

(3)調査対象者

- ① 就学前児童とその保護者 2,000件
- ② 就学児童とその保護者 1,200件
- ③ 窓口で母子健康手帳の交付を受けられた方 97件

(4)調查期間

平成 25年 10月 3日~11月 5日

(5)回収率

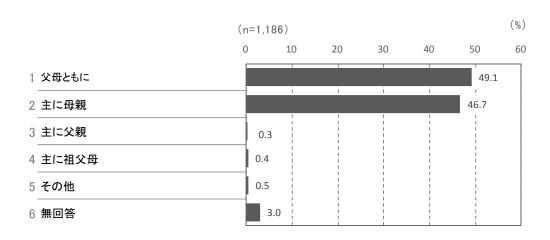
	①就学前児童保護者対象調査	②就学児童保護者対象調査
対象件数	2, 000	1, 200
回収件数	1, 186	660
回収率	59. 3%	55. 0%

(6)調査の主な内容

① 就学前児童保護者対象調査

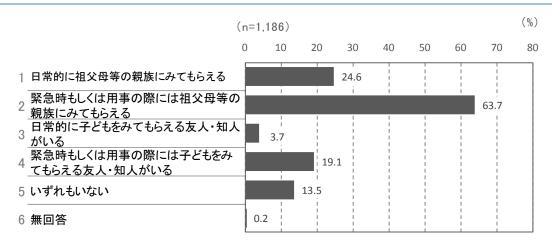
お子さまの子育て(教育を含む)を主に行っている人(単数回答)

お子さまの子育てを主に行っているのは「父母ともに」が 49.1%で最も多く、次いで「主に母親」が 46.7%となっています。



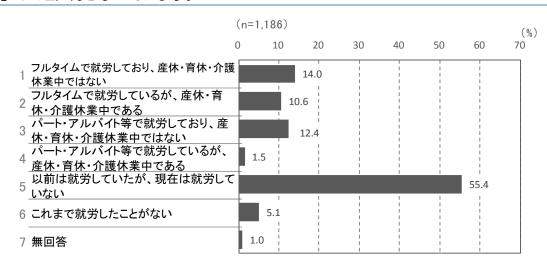
日頃、お子さまをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

お子さまをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.7%で最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が24.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が19.1%となっています。



母親の就労状況 (単数回答)

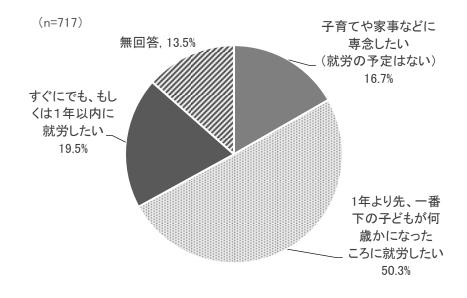
お子さまの保護者の現在の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 55.4%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 14.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 12.4%となっています。



現在仕事に就いていない母親の、今後の就労意向(単数・数量回答)

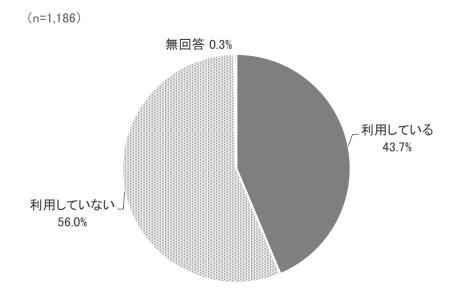
母親の就労したいという希望は、「1年より先、一番下の子どもが何歳かになったころに 就労したい」が50.3%で最も多く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」 が19.5%、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」が16.7%となっています。

「一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」かは、「5~6歳」が 38.2%で最 も多く、次いで「3~4歳」が、22.2%、「7~8歳」が 20.2%となっています。



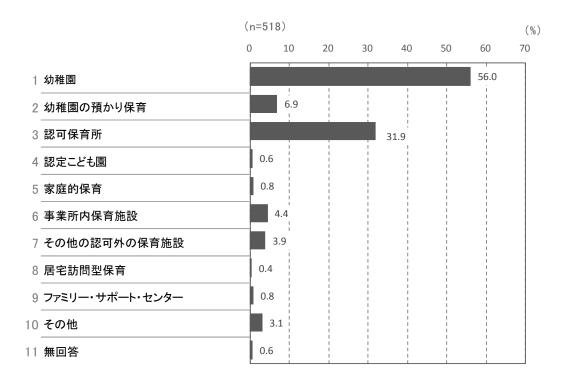
お子さまの、現在の幼稚園や保育園などの利用状況(単数回答)

お子さまが現在幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているかは、「利用していない」が56.0%、「利用している」が43.7%となっています。



お子さまが現在利用している幼稚園や保育園などの事業(複数回答)

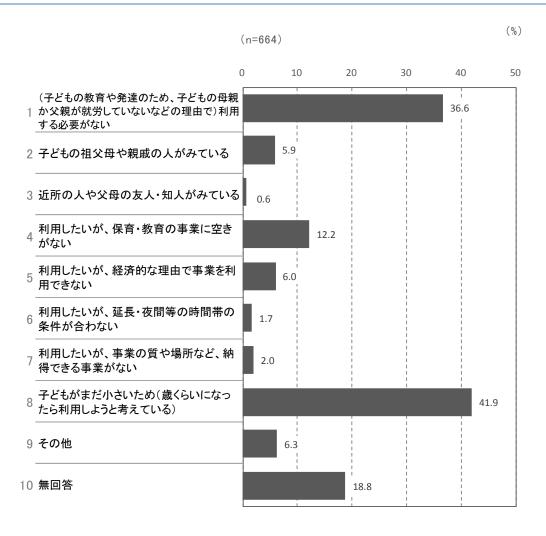
お子さまが利用している「定期的な教育・保育の事業」は「幼稚園」が56.0%で最も多く、次いで「認可保育所」が31.9%、「幼稚園の預かり保育」が6.9%となっています。



平日に幼稚園や保育園を利用していない理由(複数回答)

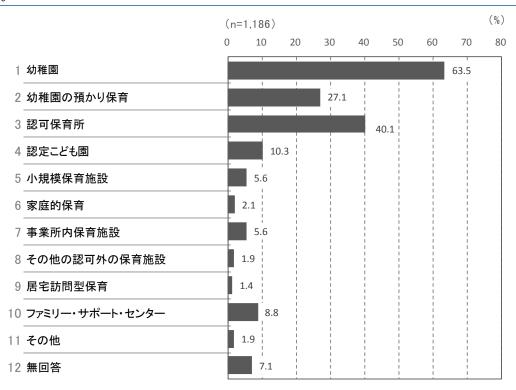
幼稚園や保育園を利用しない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 41.9%で最も多くなっています。次いで「利用する必要がない」が 36.6%、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が 12.2%となっています。

利用開始を考える年齢については、「3歳」が41.4%で最も多くなっています。



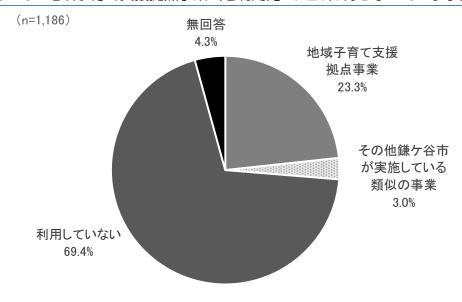
「定期的に」利用したいと考える事業(複数回答)

定期的に利用したいと考える事業は、「幼稚園」が 63.5%で半数を超えて最も多くなっています。次いで「認可保育所」が 40.1%、「幼稚園の預かり保育」が 27.1%となっています。



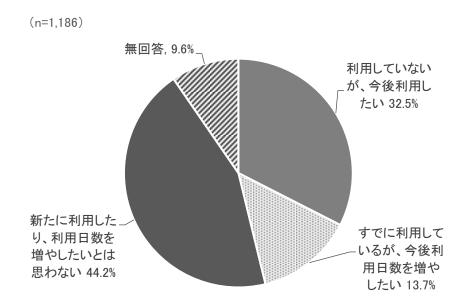
鎌ケ谷市地域子育て支援拠点事業の利用状況(単数回答)

地域子育て支援拠点事業の利用状況は、「利用していない」が 69.4%で最も多くなっています。次いで「地域子育て支援拠点事業(を利用)」が 23.3%となっています。



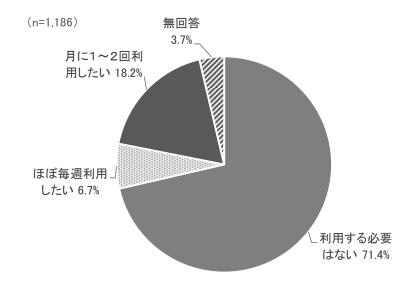
鎌ケ谷市地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向(単数回答)

地域子育て支援拠点事業の利用意向は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは 思わない」が44.2%で最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が32.5% となっています。



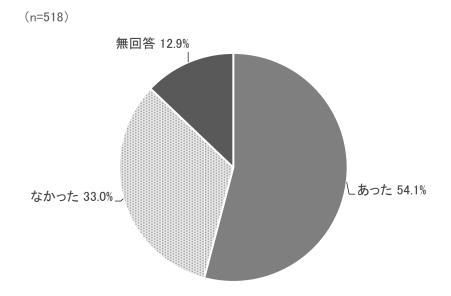
土曜日における定期的な教育・保育の事業の利用希望(単数回答)

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が 71.4%で最 も多くなっていますが、「月に1~2回利用したい」が 18.2%、「ほぼ毎週利用したい」が 6.7%となっています。



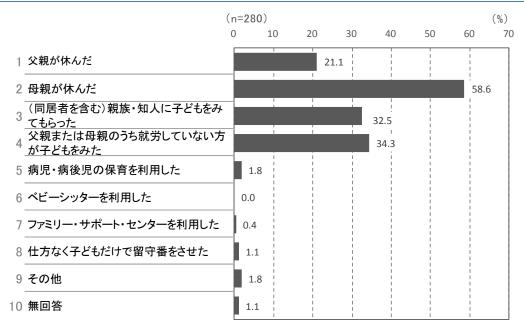
この1年に、お子さまが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無 (単数回答、平日の定期的な教育・保育事業を利用している方限定)

病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無は、「あった」が 54.1%、「なかった」が 33.0%となっています。



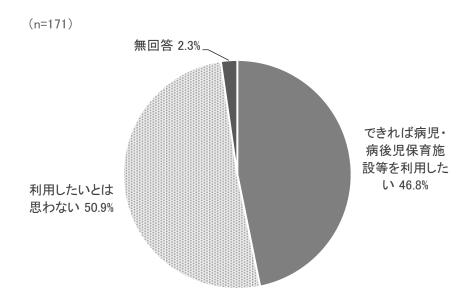
お子さまが病気やケガで普段利用している教育・保育の事が利用できなかった場合 の対処方法(複数回答、平日の定期的な教育・保育事業を利用している方で前項で 「あった」を選択した方限定)

お子さまの病気やケガで幼稚園や保育園を休まなければいけなくなったときの対応は「母親が休んだ」が58.6%で最も多く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が34.3%、「親族・知人に子どもをみてもらった」が32.5%となっています。



「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったこと(単数回答、前項で父親または母親が休んで対応した方限定)

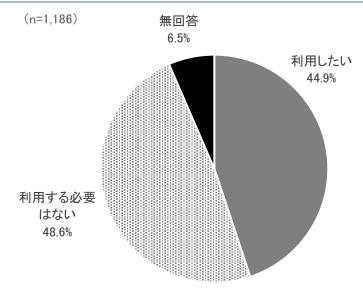
病児・病後児保育の利用意向については、「できれば利用したい」が 46.8%、「利用したいとは思わない」が 50.9%となっています。



お子さまについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりの事業 を利用する必要性の有無と日数(単数回答)

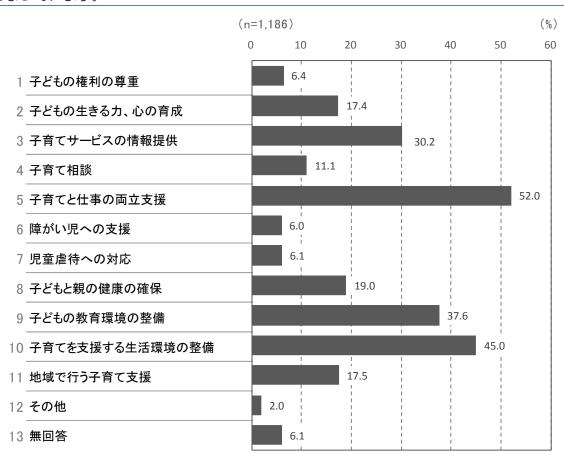
一時預かりの必要性は、「利用したい」が 44.9%、「利用する必要はない」は 48.6%となっています。

また、年間の希望利用日数は、「15 日以上」が 37.6%、「10~14 日」が 22.4%となっています。



今後、鎌ケ谷市の子育て支援環境を良くしていくために、特に力を入れていく必要があること(複数回答)

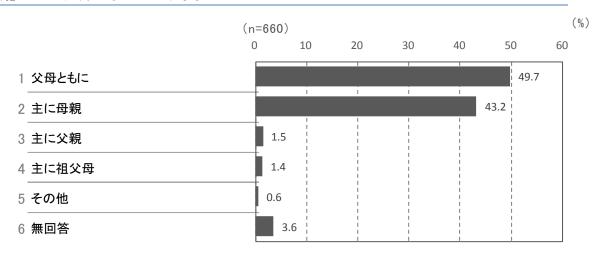
カを入れていく必要があることでは、「子育てと仕事の両立支援」が52.0%で最も多く、次いで「子育てを支援する生活環境の整備」が45.0%、「子どもの教育環境の整備」が37.6%となっています。



② 就学児童保護者対象調査

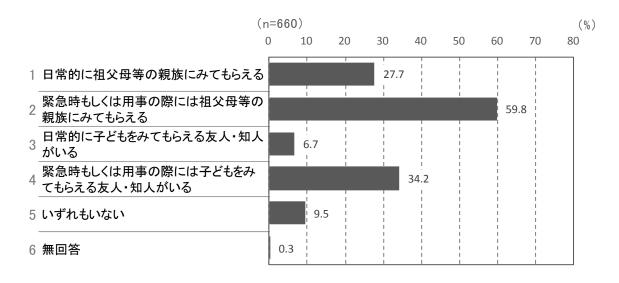
お子さまの子育て(教育を含む)を主に行っている人(単数回答)

お子さまの子育てを主に行っているのは「父母ともに」が49.7%で最も多く、次いで「主に母親」が43.2%となっています。



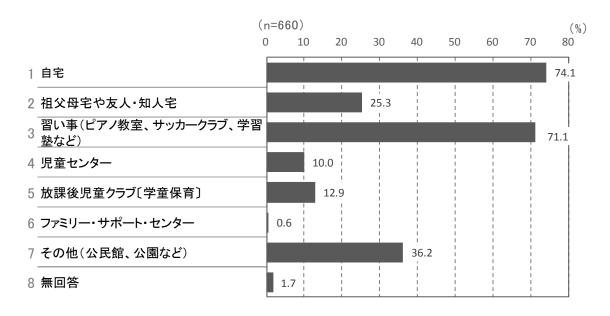
日頃、お子さまをみてもらえる親族・知人の有無(複数回答)

お子さまをみてもらえる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が59.8%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が34.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が27.7%となっています。



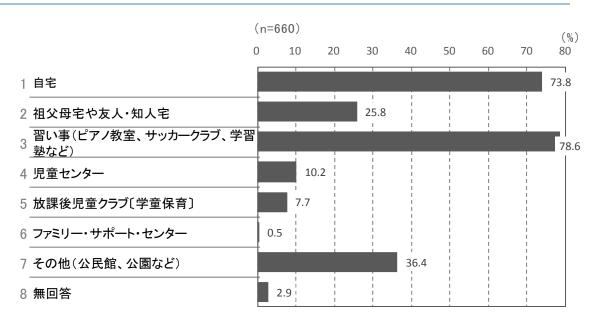
放課後に過ごさせたい場所(複数回答)

放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が74.1%で最も多く、次いで「習い事」が71.1%でほぼ同じ割合となっています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は12.9%となっています。



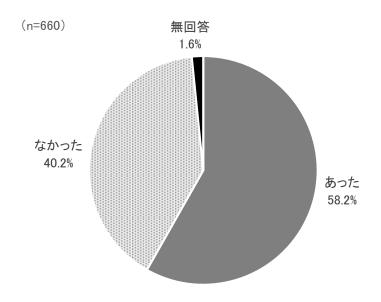
高学年(4~6年生)になったとき、放課後に過ごさせたい場所(複数回答)

放課後に過ごさせたい場所は、「習い事」が78.6%で最も多く、次いで「自宅」が73.8%でほぼ同じ割合となっています。「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の利用意向は7.7%となっています。



この1年に、お子さまが病気やケガで学校を休んだことの有無(単数回答)

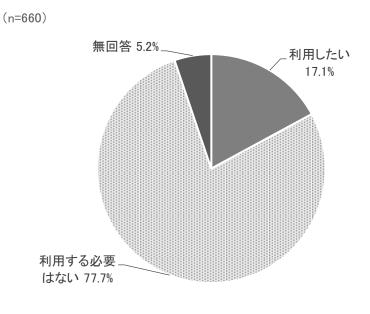
病気やケガで学校を休んだことの有無は、「あった」が 58.2%、「なかった」が 40.2% となっています。



お子さまについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、一時預かりの事業 を利用する必要性の有無と日数(単数回答)

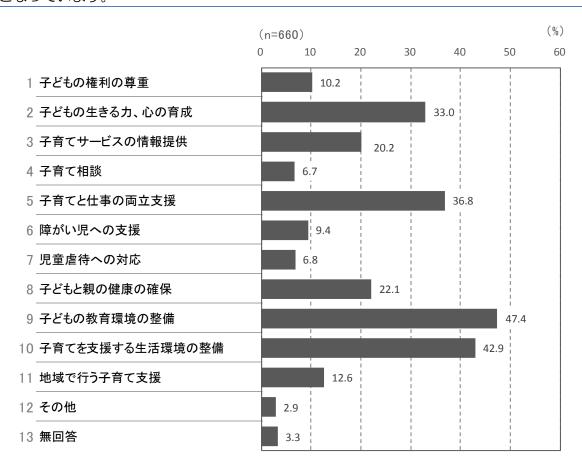
ー時預かりの必要性は、「利用したい」が 17.1%、「利用する必要はない」は 77.7%となっています。

また、年間の希望利用日数は、「10~14 日」が 26.5%、「15 日以上」が 24.8%となっています。



今後、鎌ケ谷市の子育て支援環境を良くしていくために、特に力を入れていく必要があること(複数回答)

カを入れていく必要があることでは、「子どもの教育環境の整備」が47.4%で最も多く、次いで「子育てを支援する生活環境の整備」が42.9%、「子育てと仕事の両立支援」が36.8%となっています。



第3章 計画の基本理念・基本方針

第1節 基本理念

本市では、これまで「かまがやこどもサポートプラン」において「地域が手を取り 支え 合い 応援しよう! いきいき子育て のびのび子育ち」を基本理念に設定し、子育て支援 策の推進に取り組んできました。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、主に次の子ども・子育て支援に関する意義 が掲げられています。

- ① 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ② 一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ③ 子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在
- ④ 社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性を理解する
- ⑤ 行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる

そこで、本計画においては、かまがやこどもサポートプランの基本理念を継承しつつ、す べての子どもが、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』と位置づけ、次の基本理念を掲げます。

≪基本理念≫

すべての子どもは、『鎌ケ谷市の未来を支える希望』であることを 念頭にして、本市では『子どもの視点に立った施策』を積極的に展開 し、『家庭、行政、学校、地域、事業者など社会全体』で、子どもと その家庭を支援していきます。



第2節 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本方針を設定することによって、基本計画及び施策の方向性を明らかにするとともに、総合的な施策展開を図ります。

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

すべての子どもが健やかに、幸せに育つ環境を実現するため、また、親が働きながらでも安心して子育てができる環境を実現するため、教育・保育事業や子どもの預かり等の福祉サービスの拡充に取り組みます。

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

障がいのある子どもや虐待の疑いがあるなど、通常の子育て支援のほかに特別な支援が必要な子どもやその家庭に対して、福祉のほか、保健・教育等の関係する部署や機関と連携を強化し、安心して子どもが成長できる環境を整備します。また、ひとり親家庭や生活困窮者(家庭)が等しく教育・保育の事業を受けられるよう、必要な支援を提供します。

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

子育て中の親が、子育てに対して抱く不安や負担を軽減するため、子育てに関する知識やノウハウ等を学べる機会を充実させます。また、就労している保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、企業や市民に対して働き方に関する啓発を行うとともに、出産等を機に離職した母親などが再び就職しやすい環境を整備します。

基本方針4 社会全体で"子育て"を支えるための環境整備

地域全体で子育て家庭を見守ることができるよう、関係する組織・団体を中心としてネットワーク化を拡充するとともに、親子が安心して外出できるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりや親子が気軽に立ち寄り、利用することができる施設の拡充を図るとともに、子どもが犯罪に巻き込まれない、安全・安心なまちづくりを進めます。

第3節 施策の体系

基本方針1 3	すべての子どもが健やかに成長できるための支援
基本計	十画 1 相談支援体制の充実
	施策1 子育て全般に関する相談体制の充実
	施策2 子どもの健康・発達・教育に関する相談体制の充実
	施策3 民生委員児童委員、主任児童委員による相談体制の充実
	施策4 利用者支援事業による各種相談機関の情報提供
基本計	†画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実
	施策1 認定こども園の普及促進
	施策2 認可保育園等の整備
	施策3 教育・保育施設と小学校等との連携
	施策4 教育・保育施設における食育の推進
基本計	†画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実
	施策1 一時預かり事業の実施
	施策2 子育て短期支援事業の実施
	施策3 延長保育事業の実施
	施策4 病児保育事業の実施
	施策5 ファミリー・サポート・センター事業の実施
基本計	†画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実
	施策1 放課後児童健全育成事業の実施
	施策2 児童センター機能の充実
	施策3 放課後等デイサービスの推進

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援 基本計画1 児童虐待の防止 施策1 養育支援訪問事業の実施 施策2 児童虐待に関する関係機関の連携・情報共有化の推進 施策3 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等 基本計画2 障がい児施策の充実 施策1 障がいの早期発見及び早期療育の充実 施策2 こども発達センター等による専門的支援の強化 施策3 幼稚園教諭、保育士、放課後児童支援員等の専門性向上 施策4 障がい者計画との連携及び推進 基本計画3 ひとり親家庭への支援 施策1 経済的な支援策 施策2 子育て・生活支援

施策3 就業支援

基本方針	13 子ど	もを産み	→育てる家庭への支援
	基本計画	1 妊娠	・出産から切れ目のない支援
		施策1	母子健康手帳の交付
		施策2	妊婦健康診査等の実施
		施策3	出産に向けた各種教室の開催
		施策4	乳児家庭全戸訪問事業等の実施
	基本計画	2 母と	子の健康確保
		施策1	乳幼児健康診査・健康相談の実施
		施策2	各種予防接種の受診勧奨
	基本計画	3 経済(的な支援の充実
		施策1	法律に定められた手当等の支給
		施策2	教育・保育に対する給付等の支給
		施策3	医療費等の負担軽減
		施策4	多子世帯対策
	基本計画	4 ワー:	ク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現
		施策1	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向
		1-	けた方法の周知
		施策2	子育て支援に積極的に取り組む企業等の情報収集・提供

基本方針	4 社会	全体で"子育て"を支えるための環境整備		
	基本計画	地域による子育て支援の充実		
		施策1 子育てボランティアの確保・育成		
		施策2 地域の子育て資源の育成		
		施策3 地域子育て支援拠点施設(つどいの広場)の整備・充実		
	基本計画	2 子どもの遊び場の確保		
		施策1 児童遊園等の充実		
		施策2 児童センター等の整備・運営		
		施策3 学校施設等の有効的な活用		
	基本計画3 子どもの安全確保			
		施策1 子どもの防犯体制の構築		
		施策2 通学路の安全確保		

※ 施策の主な取組みと内容は、第4章第3節及び第5章で説明します。

第4章 子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、地理 的条件、人口、交通事情の社会的条件及び幼稚園、保育園などの整備状況などその他の条件 を総合的に勘案して設定する必要があります。

設定した教育・保育提供区域においては、それぞれの区域において、幼稚園、保育園等に 関する事業などの量の見込みを算定するとともに、事業の内容と施設等の整備に関する実施 時期を示す必要があります。

本市の教育・保育提供区域は、主に次の理由から、『1区域』に設定します。

本市の特徴

- (1)行政面積が 21.08 k m'、東西南北の距離が東西約 5.0 km、南北約 6.6 kmであ り、既存の教育・保育施設がバランスよく整備されていること。
- (2)東武野田線(東武アーバンパークライン)・新京成電鉄・北総鉄道・成田スカ イアクセスの鉄道4線及び8つの駅を有し、交通の利便性が高いこと。
- 既存の教育・保育施設が、市内全域で、既に相互利用と連携を図っていること。 (3)



第2節、幼児期における教育・保育(子どものための教育・保育給付)

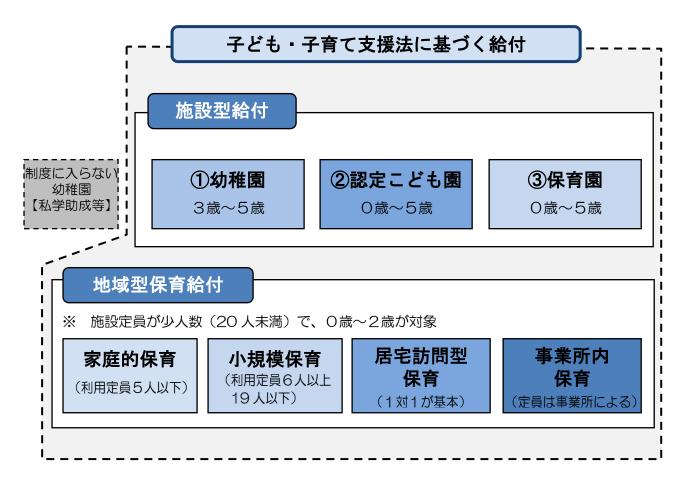
(1) 事業の概要等

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て支援法第 11 条の規定により、『施設型給付』と『地域型保育給付』の2つの給付制度(子どものための教育・保育給付)が創設されます。

認定こども園、幼稚園、保育園、小規模保育等の利用を希望する場合には、対象年齢や 保育の必要性などに応じて、3つの区分に認定されます。

この計画では、幼児期における教育・保育の利用状況及び利用希望調査等により、3つの認定区分ごとに、必要利用定員総数を定めたうえで、提供体制の確保の内容とその実施時期を定めます。

≪子どものための教育・保育給付の仕組み≫



≪子どもの認定区分≫

認定区分	対象年齢	利用施設	給付の内容
1号認定の子ども	満3歳以上	①幼稚園 (私学助成による幼稚園を除く) ②認定こども園	①教育標準時間
2号認定の子ども	満3歳以上	①保育園 ②認定こども園	①保育短時間 ②保育標準時間
3号認定の子ども	満3歳未満	①保育園 ②認定こども園 ③小規模保育事業等	①保育短時間 ②保育標準時間

- ※ 教育標準時間:1日あたり3~4時間
- ※ 保育短時間: 1日あたり8時間、1か月あたり平均200時間
- ※ 保育標準時間: 1日あたり11時間、1か月あたり平均275時間
- ※ 私学助成による幼稚園:文部科学省からの助成を受け、引き続き運営する幼稚園

(2) 教育·保育の量の見込み(利用定員総数)、提供体制の推進策及び実施時期

この計画では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により、各年度における量の見込みを3つの認定区分ごとに設定し、この量の見込みに対する提供体制の推進策とその実施時期を定めます。

なお、この数値目標は、国が定めた利用希望把握調査及び直近の利用状況を踏まえて算 定しています。

① 教育・保育の量の見込み・確保策

単位:人

	認定区分		利用施設	27年度	28年度	29年度	30年度	31 年度
	3号認定【0~2 歳】	〇歳	保育園認定こども園	128	134	140	140	140
	3号弧矩【0/22 脉】	1•2歳	が現存により が現存は が現存は がある。 がある。	513	538	562	562	562
量		小計		641	672	702	702	702
の見込み	2号認定【3~5歳]]	保育園 認定こども園	728	718	696	696	696
込み		合計		1,369	1,390	1,398	1,398	1,398
(1)	1号認定【3~5歳		幼稚園	1,509	1,487	1,443	1,419	1,394
	2号認定【3~5歳) (幼稚園利用希望が		認定こども園	647	638	618	608	597
	合計			2,156	2,125	2,061	2,027	1,991
	3号認定【0~2 歳】	〇歳	保育園 認定こども園 小規模保育事業等	121	133	142	142	142
	35高处[0/92]	1•2歳		455	514	563	563	563
	小計			576	647	705	705	705
確保策	2号認定【3~5歳]]	保育園 認定こども園	642	710	710	710	710
策		合計		1,218	1,357	1,415	1,415	1,415
2	1号認定【3~5歳]	幼稚園			310	310	310
	2号認定【3~5歳]					51	51	51
	現行どおりの幼稚園 (私学助成)		認定こども園	2,990	2,990	2,590	2,590	2,590
	合計			2,990	2,990	2,951	2,951	2,951
3号認定 ② - ①		▲ 7	▲ 1	2	2	2		
			▲ 58	▲24	1	1	1	
	2号認定 ② - ①			▲ 86	▲ 8	14	14	14
	1号認定	2 - 1		834	865	890	924	960

② 保育利用率

	27年度	28年度	29年度	30年度	31 年度
人口推計【O~2 歳】	2,672人	2,625人	2,581 人	2,547人	2,511人
目標値(O~2 歳保育利用率)	24.0%	25.6%	27.2%	27.6%	28.0%
人口推計【3~5 歳】	2,913人	2,872人	2,785人	2,739人	2,690 人
目標値(3~5 歳保育利用率)	25.0%	25.0%	25.0%	25.4%	25.9%

≪保育利用率の算定方法≫

- ◆目標値(0~2 歳児保育利用率): 25 年度の申し込み実績(25 年度申込者数 650 人÷25 年人口(0~2 歳児) 2, 688 人=24%」) を 27 年度の保育利用率とし、次年度以降は過去 5 年間の伸び率を踏まえて算定した。
- ◆目標値(3~5歳児保育利用率): 二一ズ調査及び実績を踏まえて、おおむね幼稚園利用率を74%、保育園及び幼稚園等を利用しない児童を1%とし、残りのおよそ25%を保育利用率とした。

③ 提供体制の推進策

*** **		
用切	•	
+ -	•	

	確保策	定員	〇歳	1・2歳	3~5歳
	認可保育園設置(新設)	90	9	30	51
平成 27 年度	既存保育園の定員枠拡大	72	8	43	21
平成乙十段	小規模保育事業(認可外保育施設から移行)※1	38	6	32	
	小規模保育事業(新設)	19	3	16	
正式 20 年度	認可保育園設置(新設)	120	12	40	68
平成 28 年度	小規模保育事業(新設)	19		19	
平成 29 年度	認定こども園(保育園部分)(新設) ※2	90	9	30	51
平成 29 年度	小規模保育事業(新設)	19		19	

- ※1 認可外保育施設から小規模保育事業の移行は、2施設を予定。
- ※2 認定こども園は、総定員 400 人のうち保育園部分は 90 人、幼稚園部分は 310 人を予定。

1号認定 提供体制の推進策

【29 年度】

- ① 幼稚園が認定こども園へ移行することにより 400 人の定員確保(1号認定310人、2号認定51人程度、残りの39人は3号認定)
- ② 2号認定(幼稚園利用希望が強い):預かり保育の実施による確保

2号認定 提供体制の推進策

【27 年度】

- ① 90 人定員(2号認定51人程度)の認可保育園による確保
- ② 既存保育園の定員枠拡大による21人の定員確保

【28 年度】

① 120 人定員(2号認定68人程度)の認可保育園による確保

3号認定 提供体制の推進策

【27 年度】

- ① 90 人定員(3 号認定39 人(0歳9人、1・2歳30 人程度))の認可保育園による確保
- ② 既存保育園の定員枠拡大による51人(0歳8人、1.2歳43人)の定員確保
- ③ 認可外保育施設から小規模保育事業への移行(2施設)による3号認定38人の確保(O歳6人、1·2歳32人程度)
- ④ 19人(0歳3人、1・2歳16人程度)定員の小規模保育事業(1施設)による確保

【28 年度】

- ① 120 人定員(3号認定52人(0歳12人、1·2歳40人程度))の認可保育園による確保
- ② 19人(1.2歳19人程度)定員の小規模保育事業(1施設)による確保

【29 年度】

- ① 3号認定39人(0歳9人、1・2歳30人程度)の認定こども園保育園部分による確保
- ② 19人(1.2歳19人程度)定員の小規模保育事業(1施設)による確保

第3節 地域子ども・子育て支援事業

(1) 事業の概要等

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条の規定により、次に掲げる13事業となります。

これら事業は、共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するもので、13 事業を組み合わせることにより、地域の様々な子育て支援策の充実を図ります。

この計画では、これら事業の今後5年間の数値目標(量の見込み)に対して、提供体制の推進策(確保方策)並びにその実施時期を定めます。

NO	事 業 名	対 象	内 容
1	利用者支援事業	すべての子育て 家庭と妊婦	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業【子ども第59条第1号】
2	延長保育事業	O歳~5歳未満 (就学前)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業【子ども第59条第2号】
3	放課後児童健全 育成事業(放課 後児童クラブ)	小学校 1 年生~ 6年生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業【子ども第59条第5号、児童第6条の3第2項】
4	子育て短期支援 事業	O 歳~18 歳未満	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養育・保護を行う事業【子ども第59条第6号、児童第6条の3第3項】
5	乳児家庭全戸訪 問事業	生後4か月の乳児と保護者	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育 て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業 【子ども第59条第7号、児童第6条の3第4項】
6	養育支援訪問 事業	養育支援が特に 必要な家庭	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、 養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭 の適切な養育の実施を確保する事業【子ども第59条第8 号、児童第6条の3第5項】
7	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)	3歳未満児とその保護者	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業【子ども第59条第9号、児童第6条の3第6項】

8	一時預かり事業	O歳~5歳未満 (就学前)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった 乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、 幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所にお いて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業【子ども 第59条第10号、児童第6条の3第7項】
9	病児保育事業	O歳~5歳未満 (就学前)	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業【子ども第59条第11号、児童第6条の3第13項】
10	子育て援助活動 支援事業(ファ ミリー・サポー ト・センター事 業)	O 歳 ~ 小 学 校 4 年生	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業【子ども第59条第12号、児童第6条の3第14項】
11	妊婦健康診査	妊婦	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業【子ども第 59 条第 13 号、母子第 13 条第 1 項】
12	実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	O歳~5歳未満 (就学前)	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業【子ども第59条第3号】
13	多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する ための事業		特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業【子ども第59条第4号】

≪法の略称≫子ども・子育て支援法:「子ども」、児童福祉法:「児童」、母子保健法(母子)

(2) 各事業の数値目標、提供体制の推進策及び実施時期

この計画では、子ども・子育て支援法第61条第2項第2号の規定により、年度ごとに 見込んだ事業量を数値目標として設定し、この数値目標を達成するため、提供体制の推進 策とその実施時期を定めます。

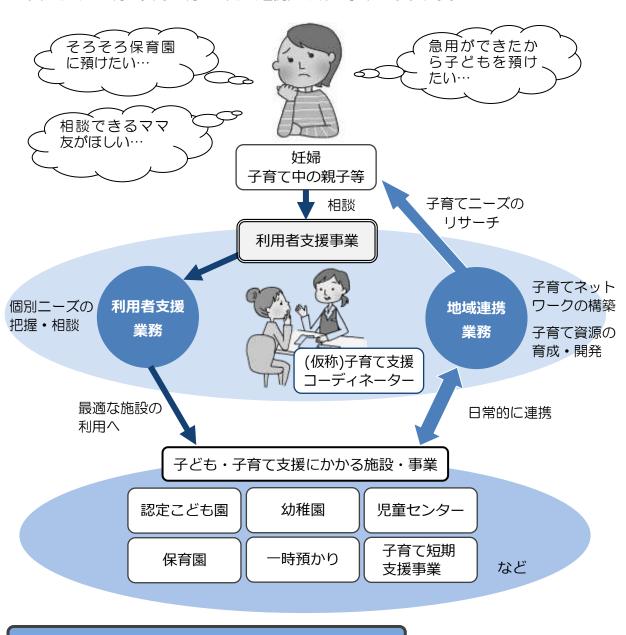
なお、この数値目標は、国が定めた利用希望把握調査及び直近の利用状況を踏まえて算 定しています。

本市では、この数値目標を達成するため、施設の整備、実施場所又は実施回数の増加を 図るなどの量的拡充に加えて、事業内容の向上を図ることにより、「量」と「質」の両面 から地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

①利用者支援に関する事業(利用者支援事業)

【事業の概要】

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が、教育・保育施設(保育園、幼稚園、認定こども園など)や地域子ども子育て支援事業等を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、子育て支援などの関係機関との連携、協働の体制づくり、地域の子育て資源の育成(地域連携)を行う事業となります。



利用状況(平成 23 年度~25 年度)

新規事業となるため、利用実績なし

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(A)	1 か所	1 か所	1か所	1か所	1 か所
提供体制(B)	1 か所	1 か所	1か所	1か所	1 か所
(B) - (A)	Οか所	Οか所	Οか所	Οか所	Οか所

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

国の補助要件(就学前児童数等で算定)で算定した施設数の1か所としています。

提供体制の推進策

- (1) 利用者支援業務を実施する拠点施設は、行政機関内に1か所整備します。
- (2) 子育て中の親子が集まりやすい公共施設(児童センターなど)、又は民間施設において、臨時的に業務を実施することにより、地域に寄り添った身近な事業とします。

質(サービス)の向上策

- (1) 利用者支援事業に従事する者は、子育て支援全般の知識を有するとともに、相談・ 援助業務ができるよう、必要な研修を提供することにより、人材の確保と育成を 図ります。
- (2) 幼稚園、保育園などの教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業との連絡調整、連携を図る仕組みを構築します。
- (3) 子育て家庭のニーズを把握するとともに、情報集約・情報発信を積極的に行います。

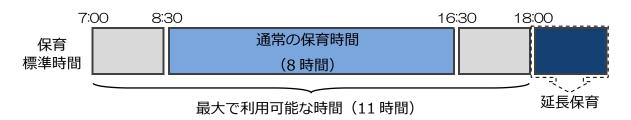
②延長保育事業

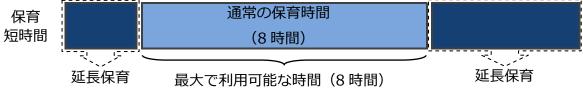
【事業の概要】

延長保育事業は、保護者の多様な就業形態等に対応するため、保育園における通常の開所時間(11時間)を延長して必要な保育を行う事業となります。

新制度では、保育園の利用について 11 時間利用を基本とする「保育標準時間」と8時間利用を基本とする「保育短時間」が設定され、それぞれ延長保育時間が異なることになります。

■延長保育事業イメージ図







利用状況(平成 23 年度~25 年度)

区分	23 年度	24 年度	25 年度
実人数	519 人	565 人	598 人
施設定員	815 人	881 人	883 人

※ 実人数:施設利用者のうち当該年度に延長保育事業を利用した人数

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(A)	889 人	903 人	908 人	908 人	908 人
提供体制(B)	1,369 人	1, 390 人	1,398 人	1,398 人	1, 398 人
(B) - (A)	480 人	487 人	490 人	490 人	490 人
参考:施設数	16 か所	18 か所	20 か所	20 か所	20 か所

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

利用実績をベースに設定したうえで、保育園等の整備計画を反映し算定しています。

提供体制の推進策

新設の保育園、認定こども園及び地域型保育施設において、延長保育事業の実施を促進し、実施施設数の拡充を図ります。

質(サービス)の向上策

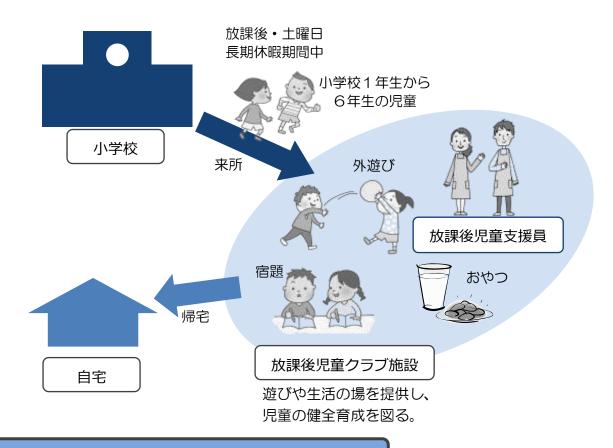
延長保育事業の従事者について、延長保育に必要な保育士等を確保しつつ、保育士等の資質向上を図ります。

③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

【事業の概要】

放課後児童健全育成事業は、共働き家庭など、小学生の児童に対して、学校の余裕教室、専用施設などにおいて、放課後や夏休み期間に適切な遊びを教えながら、生活の場を与えることにより、その健全育成を図る事業となります。

なお、乳幼児期における保育園、幼稚園から引き続き、児童に保育を提供する場である ことから、一定の設備及び運営の基準を定めます。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
低学年	373 人	399 人	419 人
高学年	28 人	46 人	39 人
計	401 人	445 人	458 人

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
低学年	483 人	486 人	494 人	493 人	490 人
高学年	45 人	46 人	47 人	46 人	46 人
合計:数値目標(A)	528 人	532 人	541 人	539 人	536 人
提供体制(B)	668 人	668 人	668 人	698 人	698 人
	140 人	136 人	127 人	159 人	162 人

≪数値目標に関する算定の考え方≫

小学校1年生の入所希望は、全国的にも高い状況にあるため、就学前の児童調査だけではなく、就学児調査を反映した数値目標を設定し、さらに、低学年と高学年の割合については、過去3年間の平均で算定しています。

※ 数値目標に対し、提供体制の数値が上回っていますが、施設の児童数によって最低基準(児童一人あたり 1.65 ㎡以上)を満たしていない施設があるため、30 年度に施設等の面積を拡充することにより、30 人の増となっています。

提供体制の推進策

「鎌ケ谷市放課後児童健全育成事業に関する設備及び運営に関する基準を定める条例」 に基づき、子どもたちの衛生面と安全面を最優先した施設を整備又は必要な改修を行いま す。

◇27 年度:学校施設の教室を有効的に活用し拡充を図ります。

◇30年度:放課後児童クラブ専用施設の建替えとあわせて、施設等の面積拡充を図り

ます。

質(サービス)の向上策

- (1) 管理者、放課後児童支援員、補助員、地域のお遊びアドバイザー(仮称)などで構成される人員体制を構築します。
- (2) 必要な設備、備品、帳簿等に関する設置及び廃棄基準を策定することにより、子 どもたちにとって適切な生活環境を維持します。
- (3) 父母会、地域、学校、市、放課後児童支援員で構成される連絡協議会を設置し、 事業の円滑化と地域に密着した放課後児童クラブとします。
- (4) 地域のお遊びアドバイザー(仮称)、民間企業、学生等と連携し、子どもたちが、 自主的に考え、実行、体験できる遊びを提供します。

4子育て短期支援事業

【事業の概要】

子育て短期支援事業は、保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上の理由又は仕事などの理由により、一時的に児童養育が困難となった場合、児童養護施設などで養育・保護を行う事業となります。



夜間養護等事業

保護者が、仕事その他の理由 により、夜間に不在となり児 童の養育が困難となった場 合等

主な対象事由

- · □◇保護者の疾病
 - ◇社会的事由
 - (冠婚葬祭・仕事など)
 - ◇身体上・精神上の事由
- ◇家庭養育上の事由
 - (出産・看護・災害など)
- ◇経済的問題

など

短期入所生活援助事業

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等



児童養護施設など保護を適切に行うこ とができる施設

区分	23 年度	24 年度	25 年度
延べ利用件数	未実施	89 件	109 件
登録世帯数	未実施	16 人	29 人

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(延べ件数)(A)	129 件	149 件	169 件	189 件	209 件
提供体制(B)	129 件	149 件	169 件	189 件	209 件
(B) - (A)	0件	0件	0件	0件	0 件
参考:実施施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
参考:登録世帯数	49 世帯	59 世帯	69 世帯	79 世帯	89 世帯

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

登録世帯が各年度 10 世帯増加すると見込んで設定しています。

提供体制の推進策

現在の提供体制を維持する一方で、新たな契約施設について、近隣自治体と連携して、確保するよう努めます。

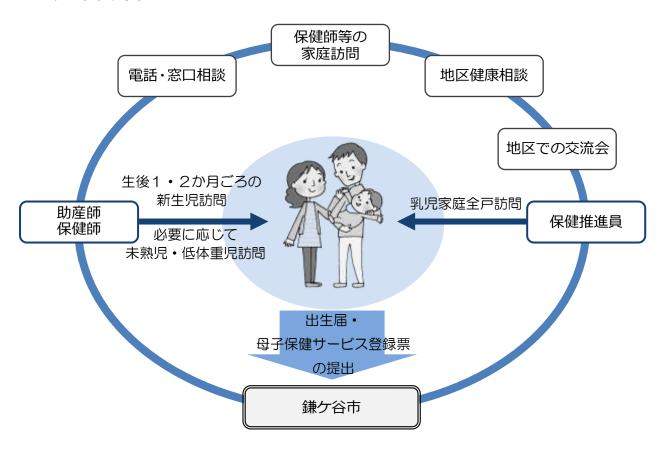
質(サービス)の向上策

- (1) リーフレット、冊子などを活用し、事業の広報啓発活動を強化するとともに、児童の養育が特に困難な世帯に対し、積極的に利用促進を図ります。
- (2) 松戸市、八千代市の施設までの送迎について、利用者の負担軽減を図るため、子育てタクシー(民間)の活用に取り組みます。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健推進員、保健師、助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞いたうえで、 子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、適切なサービス提供に結び付ける事業となります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
実人数	749 人	858 人	810 人
訪問率	84. 25%	89. 70%	89. 30%

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標 (実人数)	775 人	757 人	747 人	738 人	727 人
訪問率	90%	90%	90%	90%	90%

- ※ 提供体制は、提供体制の推進策に実施体制等で明記
- ≪数値目標に関する算定の考え方≫

各年度の出生推計値に訪問率 90%を乗じて算定しています。

提供体制の推進策

次の提供体制で事業を推進します。

(1) 実施体制:保健推進員30名、正規職員(保健師)、非常勤職員(助産師)

(2) 実施機関: 市直営方式

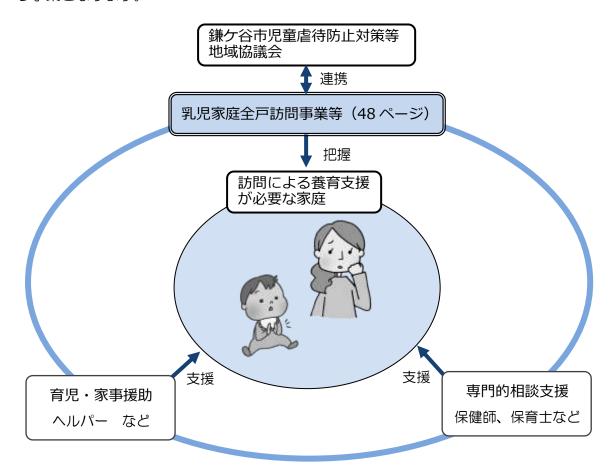
質(サービス)の向上策

- (1) 事業の目的や意義(子育て支援・虐待防止)を確認し、活動結果を関係者一同で評価することで、活動意欲の向上を図るための仕組みづくりを構築します。
- (2) 外部講師による研修・講演会の実施、他市の保健推進員との交流会を通じて、保健推進員の意識及び知識向上を図ります。
- (3) 訪問しても会えなかった人への対策として、支援体制の徹底と統一化を図るため、 未訪問対策マニュアルを作成します。

⑥養育支援訪問事業、要支援児童・要保護児童等の支援に 資する事業

【事業の概要】

養育支援訪問事業は、子育てに不慣れで不安を持ちながら子育てをしている家庭など、 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行うとともに、養育に関する相談指導を行う事業となります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
実人数	21 人	33 人	21 人
訪問件数	292 件	207 件	139 件

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標	40 人				

- ※ 提供体制は、提供体制の推進策に実施体制等で明記
- ≪数値目標に関する算定の考え方≫

この事業は、数値目標を設定する事業になじまないことから、事務量を図る数値目標として位置づけることとし、過去3年間の実績を踏まえた40人に設定しています。

提供体制の推進策

次の提供体制で事業を推進します。

(1) 実施体制:非常勤職員(養育支援訪問員)

(2) 実施機関: 市直営方式

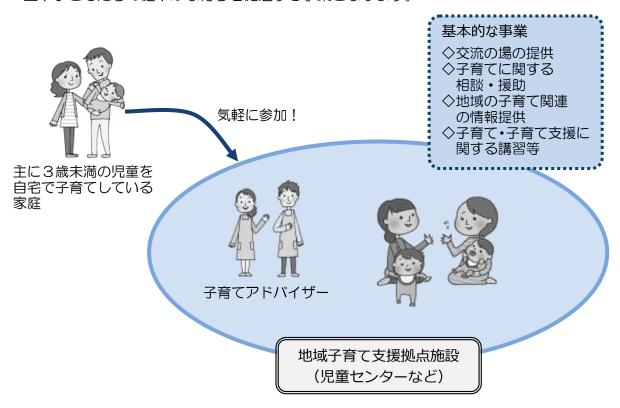
質(サービス)の向上策

未熟児・多胎児などの家庭に関しては、孤立している家庭などの条件を緩和し、すべての家庭を支援対象にすることにより、子育ての負担軽減を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、地域において子育て親子(おおむね3歳未満の児童)の交流等を進めるため、子育て支援の拠点施設を設置し、子育て親子同士の交流促進、子育て相談を行うとともに、子育て関連情報の提供を図ることにより、子育て家庭の孤立化の防止や子どもたちの健やかな育ちを促進する事業となります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
中央児童センター	2, 693 人	4, 765 人	4,620 人
南児童センター	未実施	未実施	1, 793 人
おおぞら保育園	3, 356 人	2, 930 人	2, 408 人
まるやま保育園	1, 230 人	856 人	942 人
計	7, 279 人	8, 551 人	9, 763 人

- ※ 南児童センターは25年7月開設
- ※ 北中沢・くぬぎ山児童センター、粟野コミュニティセンターは、26年7月から事業開始

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標	20, 448 人	21,036 人	21, 300 人	21,624 人	21, 924 人
提供体制	7か所	7か所	7 か所	7か所	7か所

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

ニーズ調査の結果から、対象者を実情に合わせるとともに、利用意向率の向上を図ります。

提供体制の推進策

つどいの広場事業は、地域に密着した事業となるため、市、保育園等と連携するととも に、地域の状況や特色を活かすことにより、利用者の増加を図るとともに、学習センター などにおいて臨時的な実施を図ります。

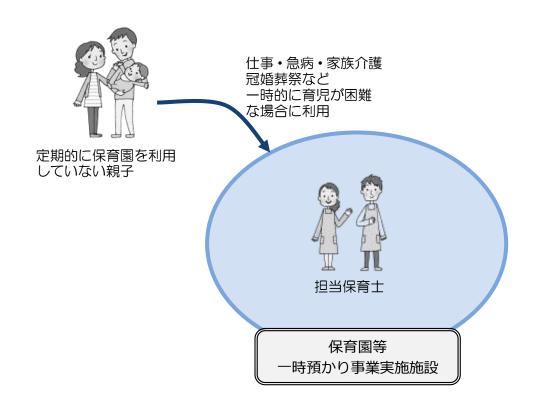
質(サービス)の向上策

- (1) 利用者などを対象にアンケート調査を行い、利用者が求める親子遊び、教室、講座などの充実を図るとともに、開設日数や時間帯、実施場所などを検証し、より利用しやすい実施体制とします。
- (2) 職員(子育てアドバイザー)の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促進するとともに、実施施設が異なる子育てアドバイザー同士の連携を図ることにより、事業の充実を図ります。
- (3) 子育て等に関する相談等の充実を図るため、市の保健師、心理発達相談員などの専門職、児童相談所などの関係機関と連携し、適切かつ迅速な対応を図ります。
- (4) 地域全体の子育て力を高めるため、地域の高齢者、学生ボランティア等の受入れ、 既存の児童センター運営委員会との積極的な連携を図ります。

⑧-1 一時預かり事業(保育園等によるもの)

【事業の概要】

一時預かり事業は、保育園を定期的に利用していない家庭において、仕事や急病・家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的に児童を保育する事業となります。



利用状況(平成 23 年度~25 年度)

区分	23 年度 24 年度		25 年度
延べ利用人数	7, 489 人	9, 130 人	9, 277 人
受入枠	16, 170 人	17, 640 人	17, 640 人
参考:実施施設数	6 か所	6 か所	6 か所
受入枠に対する利用件数の割合	46. 30%	51. 70%	52. 50%

※ 受入枠: 1施設1日あたりの定員枠10人、開設日数294日(週6日)で算定

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(A)	11, 936 人	13, 642 人	13, 642 人	15, 347 人	15, 347 人
提供体制(B)	20, 580 人	23, 520 人	23, 520 人	26, 460 人	26, 460 人
(B) - (A)	8, 644 人	9, 878 人	9, 878 人	11, 113 人	11, 113 人
参考:実施施設数	7か所	8 か所	8 か所	9 か所	9 か所

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

受入枠に対する利用件数をもとに数値目標を設定し、今後、さらに実施施設数の拡大を図るものとして算定しています。

提供体制の推進策

地域に密着した事業とするため、保育園以外による施設の実施、地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)など、その他の子育て支援事業との連携を図ります。

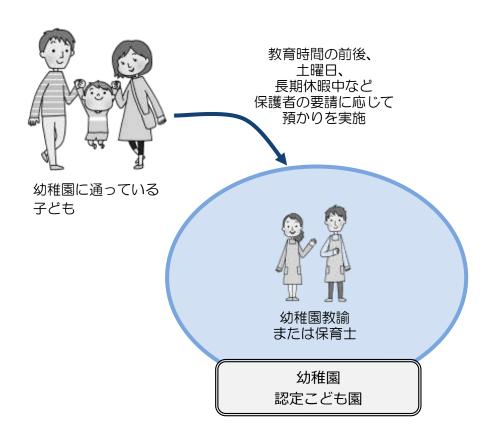
質(サービス)の向上策

新設の保育園については、積極的に一時預かり事業(一時保育)の実施を図るとともに、 利用者の利便性を高めるため、保育時間の延長を検討します。

⑧-2 一時預かり事業(幼稚園によるもの)

【事業の概要】

一時預かり事業は、幼稚園を利用している家庭において、通常の教育時間の前後や長期 休業中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育をする事業とな ります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
延べ利用人数	31, 934 人	36, 974 人	37, 918 人

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
幼稚園在園児対象の預かり 事業(1号認定の子ども)	4, 551 人	4, 486 人	4, 350 人	4, 280 人	4, 202 人
幼稚園在園児対象の保護者 の就労等の預かり事業 (2号認定の子ども)	60, 900 人	60, 150 人	58, 200 人	57, 300 人	56, 250 人
数値目標(A)	65, 451 人	64, 636 人	62, 550 人	61,580 人	60, 452 人
提供体制(B)	65, 451 人	64, 636 人	62, 550 人	61,580 人	60, 452 人
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

ニーズ調査結果より算定し、幼稚園利用をする保護者が一時預かり事業を利用が可能となるよう数値目標を設定しています。

提供体制の推進策

市内幼稚園8園で預かり保育を実施しており、ニーズ調査結果において教育ニーズが高いことに鑑み、今後も幼稚園利用者が一時預かりの利用が可能となるよう量の充実に努めます。

質(サービス)の向上策

今後、預かり保育の充実のため、保育士の安定的な確保に努め、質と量の充実を目指します。

⑨病児保育事業 (病児·病後児)

【事業の概要】

病児保育事業は、病気中(病児)・病気回復期(病後児)にあり、集団保育が困難な児 童について、病院等で一時的に保育を提供する事業となります。



病児保育

病気にかかり集団保育の利用が困難であるが、就労等の理由により保護者の世話を受ることができない児童

利用するための条件

- ◇おおむね 10 歳未満の児童
- . ○事前の登録が必要
- ↓ ◇かかりつけ医(医療機関)ぬ受診が必要

など!

病後児保育

病気は治っており、回復期 にあるが、集団保育がまだ 難しいと判断される児童



病院等にある 専用スペース

区分	23 年度	24 年度	25 年度
延べ利用件数	23 件	25 件	28 件
受入枠	1, 176 人	1, 176 人	1, 176 人
実施施設数	1 か所	1 か所	1 か所

- ※ 本市は、病後児保育のみの実施となります。
- ※ 受入枠: 1 施設の 1 日あたりの定員枠 4 人、開設日数 294 日で算定

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(A)	1, 176 人				
提供体制(B)	1, 176 人				
(B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人
参考:実施施設数	1 か所				

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

病後児保育のみで算定することとし、現行の病後児保育の受入可能枠を数値目標として 設定しています。

提供体制の推進策

現在、鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、今後も継続して病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう提供体制の確保に努めます。

また、本市では病児保育を実施していないため、病児保育実施にあたっては、受入れのリスクを考慮しながら、実施医療機関への協力を求めます。

質(サービス)の向上策

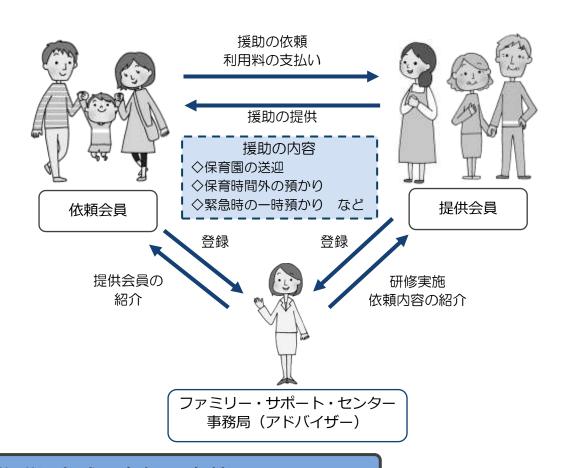
現在、鎌ケ谷総合病院にて病後児保育事業を実施しており、病後児保育を必要とする子どもが利用できるよう、提供体制の充実を図りつつ、質と量の向上を図ります。

⑩子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業の概要】

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との連絡・調整を市のアドバイザーが行う事業となります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
延べ利用件数	2,718件	2, 159 件	1,859件
依頼会員	600 人	512 人	470 人
提供会員	120 人	130 人	141 人
両方会員	50 人	37 人	39 人

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
数値目標(延べ利用件数)(A)	1,800件	1, 900 件	2,000件	2, 100 件	2, 200 件
提供体制(B)	1,800件	1, 900 件	2,000件	2, 100 件	2, 200 件
(B) - (A)	0件	0件	0件	0件	0件
参考:提供会員数	160 人	170 人	180 人	190 人	200 人

[≪]数値目標に関する算定の考え方≫

提供会員数の増加を図ることにより、段階的に増加するよう設定しています。

提供体制の推進策

- (1) 利用対象年齢の上限について、現在の小学4年生から小学6年生まで引き上げます。
- (2) 提供会員として一定の回数を活動した会員に特典を与えることにより、提供会員の増員を図ります。

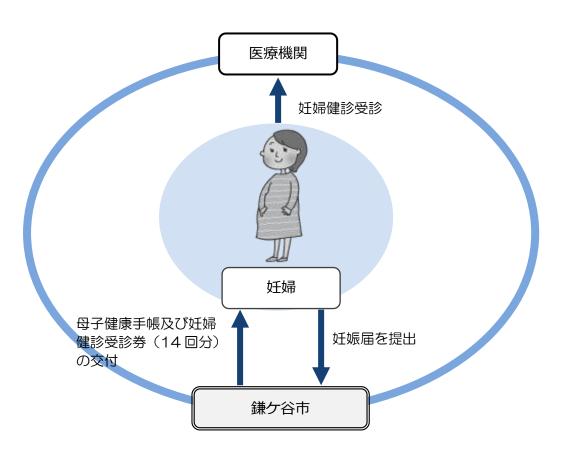
質(サービス)の向上策

提供会員が行う援助活動の向上を図るため、提供会員の研修総時間数を増加するとともに、研修内容の充実を図り、提供会員の人材育成を図ります。

⑪妊婦健康診査事業

【事業の概要】

妊婦健康診査は、妊娠中の健康管理の充実と異常の早期発見及び経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生み育てられるよう、妊婦健康診査に必要な経費を公費で助成する事業となります。



区分	23 年度	24 年度	25 年度
母子健康手帳発行数	996 人	963 人	896 人
延検査受診件数	11, 325 件	11, 185 件	10, 622 件

区分	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
O歳児の推計値	853 人	841 人	834 人	821 人	808 人
数値目標(延べ検査受診件数)	9, 935 件	9, 795 件	9, 714 件	9, 563 件	9, 411 件

- ※ 提供体制は、提供体制の推進策に実施体制等で明記
- ≪数値目標に関する算定の考え方≫
 - O歳児の推計値×14回×83.2%(過去3年間の平均受診率:平均回数11.6回)
 - ※ 流産や早産などを理由に 14 回を使い切れない妊婦がいることから、実質的な受診 率は、ほぼ 100%と見込んでいます。

提供体制の推進策

次の提供体制で事業を実施します。

(1) 実施場所: 全国医療機関

(2) 実施時期:通年実施

(3) 実施体制: 医療機関による委託契約・償還払い

(4)検査項目:国が定める基本的な妊婦健康診査項目(14回分)

質(サービス)の向上策

- (1) 高い受診率を維持するため、妊娠早期に母子健康手帳を取得することや、妊婦健診助成券の利用の仕方、県外での受診時の手続きについて引き続き周知徹底を図ります。
- (2) 現在の妊娠出産の傾向について調査し、安心・安全な妊娠出産ができるよう、情報発信や妊婦向け教育を継続します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業の概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業となります。

【提供体制及び実施時期】

提供体制及び実施時期は、国から具体的な実施体制が示された段階で、本市の状況を踏まえて実施する方向で検討します。

(13)多様な事業者の参入を促進する事業

【事業の概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業となります。

【提供体制及び実施時期】

提供体制及び実施時期は、国から具体的な実施体制が示された段階で、本市の状況を踏まえて検討します。

第5章 その他関連施策の展開

※ 主にかまがやこどもサポートプランから引き継ぐ施策を記載

基本方針1 すべての子どもが健やかに成長できるための支援

基本計画1 相談支援体制の充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策 1	子育て支援センターに	子育て家庭全般に関する相談につい
子育て全般に関する相	よる相談業務の実施	て、子育てアドバイザーが随時、電
談体制の充実		話相談等で子育て相談を実施すると
		ともに、子育てに関する情報提供を
		行うもの
	家庭児童相談室(子育て	子どもや家庭に関する相談を専門職
	総合相談室)による相談	員となる家庭児童相談員を配置して
	業務の実施	実施するもの
	児童センター・保育園に	従事する保育士・保健師等が子育て
	よる相談業務の実施	に関する不安や悩みの解消を図ると
		ともに、子育てに関する情報提供を
		行うもの
	子どもの健康等に関す	市が実施する4か月児健康相談等を
	る相談の実施	通じて、保健師、助産師、歯科衛生
		士、栄養士等が発育・発達の確認、
		母乳、離乳食、歯のケアなど健康面
		の相談を実施するもの
施策 2	子どもの発達に関する	心身の発達に心配のある乳幼児に対
子どもの健康・発達・教	相談の実施	し、こども発達センター職員が、基
育に関する相談体制の		本的な生活習慣の自立・社会性など
充実		の発達を促すよう、個別・集団支援
		を行うもの
	子どもの教育に関する	青少年の不登校やひきこもりなど、
	相談の実施	青少年がかかえている様々な問題に
		ついて、適切な助言や継続的な相談
		を行うもの

	関係行政機関等との連	地域の子育て家庭の様々な相談に応
	携強化	じるとともに、その内容に応じて関
		係行政機関、施設による支援に繋げ
		るもの
施策 3	子育て支援に特化した	新たな子ども・子育て支援に対応し
民生委員児童委員、主任	研修プログラムの構築	た研修プログラムを構築することに
児童委員による相談体		より、民生委員児童委員、主任児童
制の充実		委員による相談体制の充実を図るも
		の
	子育て家庭のニーズに	様々な施設、子育て支援の中から子
	応じた相談機関の提供	育て家庭のニーズに必要な相談機関
		を紹介するもの
施策 4	※ 参照	
利用者支援事業による	第4章 第3節 地域	子ども・子育て支援事業(40 ページ)
各種相談機関の情報提		
供		

※ 施策4 利用者支援事業は、子ども・子育て支援法に定める事業となります。



基本計画2 就学前の子どもに関する教育・保育サービスの充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	事業者に対する継続的	国の動向等を踏まえるとともに、事
認定こども園の普及促	な情報提供	業者の意向に応じた認定こども園に
進		関する情報について継続的に提供す
		るもの
施策 2	新たな認可保育園の整	待機児童の早期解消を図るため、保
認可保育園等の整備	備	育の量の見込みを踏まえて、新たな
		認可保育園を整備するもの
	既存保育園施設の長寿	既存保育園施設の長寿命化を図るた
	命化の推進	め、計画的な改修に取り組むもの
	地域型保育事業の整備	地域型保育事業の特性と保育の量の
	促進	見込みを踏まえ、利用者の要望に適
		した場所に整備するもの
施策 3	保育園・幼稚園・小学校	ネットワーク体制を構築することに
教育・保育施設と小学校	とのネットワーク体制	より、連携強化に繋がる施策を組織
等との連携	の構築	的かつ計画的に行うもの
	共同研修・交流の実施	幼稚園教諭・保育士・小学校教諭を
		対象とした共同研修及び交流を図る
		ことにより、連携強化を図るもの
施策 4	食育計画の策定	乳幼児期にふさわしい食生活が展開
教育・保育施設における		されるよう、食育計画を策定すると
食育の推進		ともに、乳幼児が食材と触れる機会
		を積極的に増やすもの
	地産地消への関心	食材と産地の人々への感謝の心を育
		むもの

基本計画3 多様な家庭に対応した保育サービスの充実

具体的な施策	主を	取組み				主な内容	
施策1	※ 参照						
一時預かり事業の実施	第4章	第3節	地域	アども・	子育で	て支援事業	54 ページ
施策 2	※ 参照						
子育て短期支援事業の	第4章	第3節	地域	孑ども・	子育で	て支援事業	46 ページ
実施							
施策 3	※ 参照						
延長保育事業の実施	第4章	第3節	地域	孑ども・	子育で	て支援事業	42 ページ
施策4	※ 参照						
病児保育事業の実施	第4章	第3節	地域	孑ども・	子育で	て支援事業	58 ページ
施策 5	※ 参照						
ファミリー・サポート・	第4章	第3節	地域	そども・	子育で	て支援事業	60 ページ
センター事業の実施							

※ 施策1~5は、子ども・子育て支援法に定める事業となります。







基本計画4 放課後等における子どもの健全な育成支援の充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容	
施策1	※ 参照		
放課後児童健全育成事	第4章 第3節 地域子ども・子育て支援事業 44 ページ		
業の実施			
施策 2	遊びを通した子どもの	子どもの自主性、社会性、創造性を	
児童センター機能の充	育成	育むため、日常的な遊びの提供に加	
実		えて、子ども達自ら企画運営する活	
		動を行うもの	
	保護者に対する子育て	子育て家庭に対する相談・援助を行	
	支援の充実	うとともに、子育てサークルなど保	
		護者同士の自主的な活動を支援する	
		もの	
	地域における子育て支	地域の子育て資源を発掘し、それぞ	
	 援ネットワークの構築	れを結びつけたうえで、地域住民・	
		団体、関係機関を通じて、ひらかれ	
		た児童センターを構築するもの	
施策 3	特別支援学校等と放課	障がい児のニーズを踏まえた放課後	
放課後等デイサービス	後等デイサービス事業	等の過ごし方について、特別支援学	
の強化	所との連携	校等と放課後等デイサービス事業	
		所、保護者等との間で十分に協議す	
		るもの	

[※] 施策1 放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援法に定める事業となります。

基本方針2 きめ細かな支援が必要な子ども・子育て家庭への支援

基本計画1 児童虐待の防止

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	※ 参照	
養育支援訪問事業の実	第4章 第3節 地域	子ども・子育て支援事業(50 ページ)
施		
施策 2	児童虐待防止対策等地	要保護児童等に対する適切な保護又
児童虐待に関する関係	域協議会による関係機	は支援を図るため、必要な情報の交
機関の連携・情報共有化	関との情報交換等	換を行うとともに、児童虐待の防止
の推進		及び要保護児童等に対する支援に関
		する協議を行うもの
施策 3	妊娠、出産及び育児期に	健康診査、医療機関等との連携、乳
虐待の発生予防、早期発	おける養育支援の早期	児家庭全戸訪問事業等を通じて、き
見、早期対応等	把握	め細かな支援を必要とする家庭を早
		期に把握するもの
	地域や関係機関の児童	児童虐待防止の啓発や相談窓口を地
	虐待防止に対する問題	域に周知することで、関係機関の見
	意識の共有等	守り体制の強化や子育てに悩む親の
		対応を行うもの

※ 施策1 養育支援訪問事業は、子ども・子育て支援法に定める事業となります。

"オレンジリボン"をご存知ですか?

オレンジリボンは、「子どもへの虐待をなくし、受けた傷に苦しむ子どもたちを支援しよう」との気持ちが強くこめられており、オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表した色です。

虐待の防止は一人ひとりが関心を 持ち、「子育てにやさしい社会づくり」 に協力することが不可欠です。

このリボンは、そうしたまちづくりに協力する意思を表すものです。



※「オレンジリボン運動公式サイト」より

基本計画2 障がい児施策の充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	乳幼児健診における指	乳幼児健診時において、理学療法士、
障がいの早期発見及び	導の充実	言語聴覚士、心理発達相談員等によ
早期療育体制の充実		る専門的な相談及び指導の充実を図
		るとともに、情報の共有化を図るも
		の
	発達段階に応じた療育	保育園、幼稚園、学校等の連携を図
	体制の充実	ることにより、療育体制の充実を図
		るもの
施策 2	療育相談及び指導の充	発達の不安や悩みなどの相談に専門
こども発達センター等	実	の職員が個別支援、親子教室を行う
による専門的支援の強		とともに、基本的な生活習慣の自
化		立・社会性などの発達を促すよう通
		所による集団支援を行うもの
	保育園、幼稚園、学校等	保育園、幼稚園、学校などに専門職
	の訪問支援の充実	員が訪問し、集団に適応できるよう
		に、一人一人の発達の特性に合わせ
		た支援を行うもの
施策 3	障がい児対策に特化し	幼稚園教諭、保育士、放課後児童支
幼稚園教諭、保育士、放	た研修プログラムの構	援員等を対象に、計画的な研修体制
課後児童支援員等の専	築	を確保するもの
門性向上		
施策4	障がい児施策との連携	障がい者計画及び障がい福祉計画に
障がい者計画との連携		定める障がい児施策との連携・情報
及び推進		の共有化を図るため、連携体制の確
		保などを講じるもの

基本計画3 ひとり親家庭への支援

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	児童扶養手当の支給	養育する家庭の生活の安定と自立を
経済的な支援策		図るため、児童扶養手当法に基づき
		児童扶養手当を支給するもの
	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭及び養育家庭の医療費
	の助成	の助成を行うもの
	遺児手当の支給	義務教育終了前の児童を養育してい
		る父母又は父母の一方が死亡若しく
		は障がいの状態になった場合、保
		育・就学奨励金を支給するもの
	ひとり親家庭等援護支	ひとり親家庭等の児童の入学又は就
	度金	職に際し、支度金を支給するもの
施策 2	ひとり親家庭等日常生	自立促進、疾病等の理由で、日常生
子育て・生活支援	活支援事業の実施	活を営むことに支障が生じる場合に
		おいて、生活援助や子育て支援を行
		い、当面の生活安定を図るもの
	保育園、放課後児童クラ	様々な子育て支援制度において、ひ
	ブなど子育て支援制度	とり親家庭の優先的な利用促進を図
	の優先的な利用促進	るもの
施策 3	ひとり親家庭自立支援	就業に結びつく技術を身につけるた
就業支援	教育訓練給付金の支給	めの教育訓練受講費の一部を補助す
		るもの
	ひとり親家庭高等職業	看護師や保育士など就業に有利な資
	訓練促進給付金等の支	格を取得する場合、修学期間につい
	給	て、生活費の一部を補助するもの

基本方針3 子どもを産み育てる家庭への支援

基本計画1 妊娠・出産から切れ目のない支援

具体的な施策	主な取組み	主な内容	
施策1	専門職員(保健師等)に	母子健康手帳の交付に際し、専門職	
母子健康手帳の交付	よるきめ細かな相談	となる保健師等が面談・相談するこ	
		とにより、安心・安全に妊娠・出産	
		し、子育てができるよう助言するも	
		の	
	各種保健サービスの情	母子健康手帳の交付とあわせて、妊	
	報提供	婦健康診査、プレママ教室、赤ちゃ	
		ん医療案内などの各種サービスの情	
		報を提供するもの	
施策 2	※ 参照		
妊婦健康診査等の実施	第4章 第3節 地域	子ども・子育て支援事業 62 ページ	
施策 3	プレママ教室の開催	マタニティライフを健やかに過ごせ	
出産に向けた各種教室		るよう、食生活、妊婦・安産体操、	
の開催		赤ちゃんとのふれあい、歯科健康診	
		査などを行うとともに、参加者の交	
		流を図るもの	
	パパママ教室の開催	父親の育児参加と出産への理解を深	
		めるため、夫婦における妊娠中の過	
		ごし方、産後の健康管理などを行う	
		もの	
施策4	※ 参照		
乳児家庭全戸訪問事業	第4章 第3節 地域子ども・子育て支援事業 48ページ		
等の実施	※ 補足		
	乳児家庭全戸訪問事業(のほか、必要に応じて、保健師や助産	
	師が相談や訪問等を行う	ちの	

[※] 施策2 妊婦健康診査及び施策4 乳児家庭全戸訪問事業は、子ども・子育て支援法 に定める事業となります。

基本計画2 母と子の健康確保

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	乳幼児健康診査の実施	子どもの疾病や障がい、発達の状況
乳幼児健康診查・健康相		などを確認し、早期発見及び早期治
談の実施		療を図るため、各種健康診査を行う
		もの
	フッ化物洗口事業等の	子どものむし歯予防を推進するた
	実施	め、健康診査実施時に、希望者を対
		象にフッ化物塗布を行うとともに、
		保育園•幼稚園•小学校•中学校(特
		別支援学級)において、フッ化物洗
		口を行うもの
	乳幼児健康相談の実施	保健師、歯科衛生士、栄養士、保育
		士等が、発育・発達の確認、母乳、
		離乳食、歯のケアや地域での遊び場、
		子育て支援等について相談するもの
	ブックスタート事業の	健康相談の受診の際に、絵本を通し
	実施	て、子どもが心豊かに育つよう、本
		の読み聞かせと絵本の手渡しによる
		配布をするもの
施策 2	公費負担による予防接	感染症の発生及びまん延を予防する
各種予防接種の受診勧	種の実施	ため、各種予防接種を行うもの
奨		

基本計画3 経済的な支援の充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与す
法律に定められた手当		るとともに、次代の社会を担う児童
等の支給		の健やかな成長に資するため、児童
		手当法に基づき児童手当を支給する
		もの
施策 2	施設型給付及び地域型	質の高い幼児期の学校教育及び保育
教育・保育に対する給付	給付の支給	を行うため、子ども・子育て支援法
等の支給		に基づき、施設型給付及び地域型給
		付を支給するもの
	私立幼稚園就園奨励費	私立幼稚園を利用する世帯の経済的
	の補助	な負担軽減を図るため、所得階層に
		応じて保育料の一部を助成するもの
施策 3	子ども医療費の助成	子どもの保健対策の充実及び保護者
医療費等の負担軽減		の経済的負担の軽減を図るため、中
		学校3年生までの医療費の全部又は
		一部を助成するもの
	出産育児一時金の支給	健康保険加入者を対象に、出産育児
		に関する一時金を支給するもの
施策 4	多子世帯における保育	多子世帯における幼稚園、保育園等
多子世帯対策	料の軽減	の保育料について、段階的な軽減を
		図るもの
	多胎児子育て支援の助	三つ子以上の多胎児を養育している
	成	家庭の子育て支援サービス料金の一
		部を助成するもの

基本計画4 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	事業主、地域住民への広	事業主や地域住民がワーク・ライ
ワーク・ライフ・バラン	報、啓発	フ・バランスの実現方法など、ホー
ス(仕事と生活の調和)		ムページ等を通じて関連情報を提供
の実現に向けた方法の		するもの
周知		
施策 2	子育て支援優良企業、先	「仕事と生活の調和憲章」「仕事と生
子育て支援に積極的に	進事例の情報収集、提供	活の調和推進のための行動指針」に
取り組む企業等の情報		基づき、実施する取り組みを収集し、
収集・提供		積極的な提供を図るもの

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会の姿

「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」(内閣府ホームページより)

具体的には…

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に 自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的 基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。



基本方針4 社会全体で"子育て"を支えるための環境整備

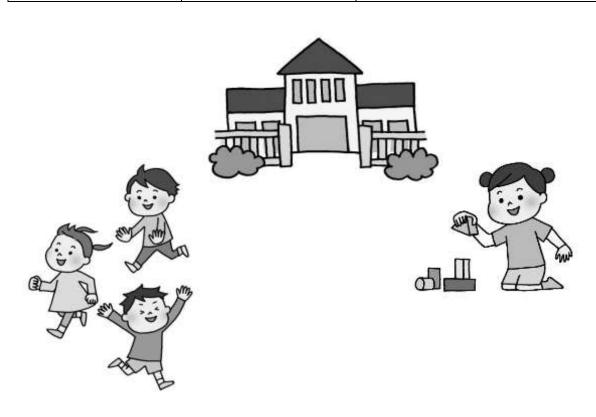
基本計画1 地域による子育で支援の充実

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	子育て支援ボランティ	児童センター、放課後児童クラブ、
子育て支援ボランティ	アを活用した事業の充	スポーツ施設等において、ボランテ
アの確保・育成	実	ィア団体等と連携して事業展開の充
		実を図るもの
	子育て支援ボランティ	子育て支援ボランティアの情報を登
	ア団体、個人等の登録制	録する制度を確立し、市又は各種団
	度の確立	体が事業を実施する際に、必要な人
		材の派遣要請の円滑化を図るもの
	子育てサポーターなど	地域の子育て支援拠点施設におい
	子育て支援ボランティ	て、簡単な子育て相談や遊びを提供
	アの人材育成	する子育てサポーターなどを対象に
		講座等を開催し、人材の確保及び育
		成を図るもの
施策 2	※ 参照	
(仮称)子育て支援コー	第4章 第3節 地域	子ども・子育て支援事業(40 ページ)
ディネーターによる地		
域の子育て資源の育成		
施策 3	※ 参照	
地域子育て支援拠点施	第4章 第3節 地域	子ども・子育て支援事業(52 ページ)
設(つどいの広場)の整		
備•充実		

[※] 施策2 利用者支援事業及び施策3 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)は、 子ども・子育て支援法に定める事業となります。

基本計画2 子どもの遊び場の確保

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	児童遊園等の情報提供	身近な児童遊園等の位置情報を提供
児童遊園等の充実	及び整備	するとともに、公園と児童遊園との
		適正配置を検証し、施設の有効活用
		を図るもの
施策 2	遊びを通じた健全育成	子ども達にとって快適な居場所にな
児童センター等の整	施設としての環境整備	るよう、家庭、学校、地域と連携し、
備•運営		子どもの育成に適した遊びを提供す
		るもの
	既存施設の長寿命化の	既存施設の長寿命化を図るため、計
	推進	画的な改修に取り組むもの
施策 3	学校施設等の一般開放	子ども達の身近な小中学校を開放す
学校施設等の有効的な	の実施	ることにより、施設の有効活用を図
活用		るもの
	保育園の園庭開放の実	保育園の園庭等を開放することによ
	施	り、園児及び保育士との交流を図る
		もの



基本計画3 子どもの安全確保

具体的な施策	主な取組み	主な内容
施策1	子ども安全メールの配	小中学校の保護者、地域住民のメー
子どもの防犯体制の構	信	ルアドレスを登録し、不審者情報な
築		どを配信するもの
	こども110番の家の	「こども110番の家」を設置し、
	普及促進	緊急時の子どもの避難場所の確保、
		不審者の抑止を図るもの
	パトロール体制の構築	自治会、防犯協会、行政が一体とな
		って防犯パトロールを実施すること
		により、地域ぐるみによる見守り体
		制を構築するもの
施策 2	通学路安全対策推進行	通学路の整備、交通安全指導、地域
通学路の安全確保	動計画に基づく施策の	との協働で取り組む安全対策などを
	推進	実施するもの

「こども110番の家」は、子どもが事件・事故に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、家庭、関係機関などへ連絡するなどして、子どもの安全を見守る地域の輪です。

市では、随時ご協力いただける 家庭や商店等を募っています。 「こども 110 番の家」標示板



第6章 計画の推進体制

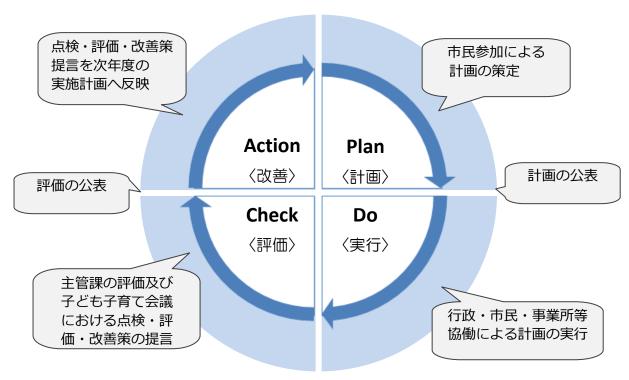
第1節 計画の推進、進捗状況の点検・評価

本計画は、子どもの健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・ 医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野が連携して取り組む必要があります。庁内関係 部署間の有機的な連携を図るとともに、市内関係機関や県・国との更なる連携を強化するこ とで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育園・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、市民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるように、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育園・幼稚園等をはじめ、子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

さらに、計画を着実に推進するため、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことを前提としたうえで、設定した目標や計画内容について策定後も適切に評価し(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、管理・評価を一連のつながりの中で実施します。

そのためには、年度ごとに進捗状況を把握した上で、鎌ケ谷市子ども・子育て会議において施策の点検・評価について協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。



第2節 家庭・地域・事業所等での行動目標

本計画の推進にあたっては、行政、家庭、保育園・幼稚園・学校、地域の関係機関や団体、 企業等との密接な連携を図り、それぞれが適切な役割と責任を果たすことが肝要となります。 そのため、行政、家庭、保育園・幼稚園・学校、地域、企業等のそれぞれに期待される役 割を次に記載します。

1. 行政の役割

行政は、家庭、保育園・幼稚園・学校、地域の関係機関や団体、企業等との連携を強 化し、相互の調整を行いながら子育て支援を推進するための推進体制(鎌ケ谷市子ども・ 子育て会議)を整備し、本計画に定めた施策・事業の着実な推進を図ります。

また、市の子育て関連事業をはじめ、市民主体の子育て団体やサークル活動などにつ いて、地域ごとの最新情報の把握に努め、市相談窓口、市や子育て関連のホームページ、 子育てガイドブック等を活用して情報提供を推進し、きめ細かな周知に努めます。

さらに、地域の子育て支援を展開していくために、地域における子育てボランティア の育成に努めるとともに、子育てに関するNPOや団体、サークル活動などの支援を行 います。

2. 家庭の役割

家庭は、子どもの人格や生活習慣を培う最も重要な場であることから、父母やその他 の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的な認識のもとに、保護 者がともに協力して子育てや子どものしつけ、教育の責任を果たし、「明るい家庭」をつ くることが期待されています。

一方で、保護者は、必要な子育ての情報の把握や子育てを通じての交流、仲間づくり に努めるとともに、市や地域で実施している各種事業に積極的に関わりながら、子ども の成長に応じた支援を選択し活用していくことが求められます。

3. 保育園・幼稚園・学校等の役割

保育園・幼稚園・学校等は、それぞれの専門的知識や技術・施設を活用して、子ども たちの保育や教育の充実に努めるとともに、地域における子育て支援の核としての役割 を果たすことが期待されます。

また、核家族化の進行、共働き家庭の増加などに伴う保育ニーズの多様化に対応する ため、延長保育や休日保育、一時預かり等のサービス提供体制を充実していく必要があ ります。

4. 地域の役割

地域は、子どもや子育て家庭を見守り、支える基盤として、家庭における子育ての機能を補い、地域ぐるみで支援していく必要があります。ファミリー・サポート・センター事業の拡充などにより、市民の相互援助による支援体制を充実し、公的サービス以外の地域における子育て支援の基盤づくりを進めていく必要があります。

また、関係機関や団体間の連携を強め、世代間交流や子どもの健全育成に向けた活動 を積極的に推進することが期待されます。

5. 企業の役割

企業は、勤労者が家庭や地域の一員としての役割が果たせるよう、労働時間の短縮や 育児休業の定着・促進など、ワーク・ライフ・バランスの考え方を基盤に、働きながら 子育てのしやすい労働環境の整備・充実に努めることが期待されます。

そのため、少子化対策の重要性や職場・家庭における男女共同参画と父親の育児参加などの重要性についての認識を深め、子ども・子育て支援に参画し、推進していくことが企業の重要な社会的責任であるとの立場に立った協力体制が求められます。

1 鎌ケ谷市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日条例第29号

(設置)

- 第1条 本市に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に 基づき、鎌ケ谷市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、本市が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子ども・子育て支援に関する法令等による施策について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 関係団体の推薦を受けた者
 - (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (5) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

- 第5条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨 時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、2年以内とし、臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審 議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第7条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き又は特別の事項について議決を行う場合は、当該特別 の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しく は説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。 (委任)
- 第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (鎌ケ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 鎌ケ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年 鎌ケ谷市条例第9号)の一部を次のように改正する。

略

2 鎌ケ谷市子ども・子育て会議委員名簿

会長・副会 長の別	委員名	区分	役職
	ひきた。みつる	学識経験を有する者	青い鳥こどもクリニック院長
副会長	西智子		聖徳大学社会福祉学科教授
	_{まつおか} こう た ろう 松岡 康太郎	教育関係者	鎌ケ谷小学校長
会長	やまもと さち こ 山本 幸子	関係団体の推薦を受けた者	社会福祉協議会
	かごうゅりこ加郷・由里子		鎌ケ谷市民生委員児童委員協議会
	ほせがわ みき 長谷川 美樹		保健推進員協議会
	_{まつむら ゆきえ} 松村 幸江		特定非営利活動法人きらら
	^{なかむら} ひろし 中村 弘		自治会連合協議会
	es ち しゅうじ 菊池 修 次		鎌ケ谷市商工会
	みながわ きょ c 皆川 清子		鎌ケ谷市私立幼稚園協議会(ふじ幼稚園)
	いしがみ いち たろう 石神 市太郎	子ども・子育て支援 に関する事業に従事 する者	ひかり幼稚園長
	^{は せがわ} 長谷川 その		まるやま保育園長
	えのもと み < 榎本 美紅	公募による市民	子育て中の保護者
	^{すすき あきこ} 鈴木 朗子		子育て中の保護者
	なかい つとむ 中井 努		子育て中の保護者

3 計画策定の経過

平成 25 年度

月日	項目	内 容
9月1日	第1回子ども・子育て会議	(1)会議の公開・非公開について
		(2)鎌ケ谷市子ども・子育て会議について
		(3)子ども・子育て支援新制度の概要について
		(4)鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画
		の策定について
		(5)次世代育成支援行動計画(こどもサポ
		ートプラン) について
10月上旬~	 鎌ケ谷市子育て支援に係る	(1)就学前児童とその保護者
11 0 5 0		(2) 就学児童とその保護者
11月5日	アンケート調査の実施 	(3) 市窓口で母子健康手帳交付を受けた方
1月16日	 第2回子ども・子育て会議	(1)鎌ケ谷市子育て支援に係るアンケート
		調査結果について(速報)
		(2)教育・保育提供区域の設定について
		(3)(仮称)鎌ケ谷市子ども・子育て支援事
		業計画イメージについて
3月16日	第3回子ども・子育て会議	(1)鎌ケ谷市子育て支援に係るアンケート
		調査結果について
		(2)教育・保育及び地域子ども・子育て支
		援事業の量の見込みについて(速報)
		(3)教育・保育提供区域の設定について

平成 26 年度

- 110 = 1 100		
月日	項目	内 容
5月22日	第1回子ども・子育て会議	(1)鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画 策定スケジュール(案)について (2)鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画 体系案について (3)地域子ども・子育て支援事業の概要に ついて (4)鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画 における数値目標について (5)委員提案について

月日	項目	内 容
6月26日	第2回子ども・子育て会議	(1)鎌ケ谷市次世代育成支援行動計画(こ どもサポートプラン)について(2)第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 【イメージ】
		(3) 教育・保育の「量の見込み」について (4) 子育て援助活動支援事業(ファミリー サポートセンター事業)の確保策等 (5) 委員提案について
7月17日	第3回子ども・子育て会議	(1) 地域子ども・子育て支援事業における 確保策及び質の向上策 (2) 保育短時間認定における就労時間の下 限設定について
8月8日	第4回子ども・子育て会議	(1)教育・保育の「量の見込み」に関する 算定方法≪全体版≫の修正について(2)教育・保育の確保策について(3)地域子ども・子育て支援事業における 確保策及び質の向上策
8月21日	第5回子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画(必須記載事項)について(2)送迎保育ステーション事業について
10月30日	第6回子ども・子育て会議	(1)子ども・子育て支援事業計画【素案】 について(答申第1号) (2)子ども・子育て支援制度における鎌ケ 谷市の利用者負担について(答申第2 号)
11月13日	子ども・子育て支援事業計画 答申受理	子ども・子育て会議における子ども・子育 て支援事業計画に関する答申の受理
12月12日~ 1月13日	パブリックコメントの実施	郵送、直接持参、FAX、電子メールにて意見募集
2月12日	第7回子ども・子育て会議	(1)家庭的保育事業等に係る認可について 【諮問事項】(2)特定教育・保育施設及び特定地域型保 育事業に係る確認について【諮問事項】
2月27日	千葉県との計画策定に関する 協議	子ども・子育て支援法第 61 条第9項に基づく県との協議終了
3月5日	子ども・子育て支援事業計画策定	

鎌ケ谷市子ども・子育て支援事業計画

発 行: 平成27年3月

編 集:鎌ケ谷市 健康福祉部 こども課

〒273-0195

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1

Tel:047 (445) 1141 [代]

Fax: 047 (443) 2233